障がい者のしおり

美　咲　町

令和７年１０月

はじめに

この「障がい者のしおり」は、障がいのある方に各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとしてご活用いただくために作成しました。

福祉サービスは種類も多く、障がいの部位や種別によって使えるサービスが異なります。「こんなサービスが受けられるなんて知らなかった」ということが少しでも減るように、「障がい者のしおり」を活用していただき、福祉サービスを利用するきっかけになれば幸いです。

ご利用にあたって

（１）この「障がい者のしおり」は、令和７年４月現在で編集しております。その後、法律改正等により内容が変更になることがありますのでご了承ください。

（２）各制度の内容については、簡単に説明してあります。所得や障害程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

（３）住所・電話番号等を掲載している施設等がありますが、都合で変更（移転）する場合もありますので、ご注意ください。

目次

１　相談窓口 1
美咲町役場 1
美咲町社会福祉協議会 2
岡山県美作保健所（岡山県美作県民局健康福祉部） 2
身体障害者相談員 2
岡山県身体障害者更生相談所 3
岡山県視覚障害者センター 3
岡山県聴覚障害者センター 3
岡山県難病相談・支援センター 3
相談支援事業所みさき 3
相談支援事業所スマイルハート 3
知的障害者相談員 4
知的障害者更生相談所津山支所 4
津山児童相談所 4
つやま地域生活支援センター　つばさ 4
地域生活支援センターネクスト津山（地域活動支援センターⅠ型） 4
岡山県精神保健福祉センター 5
岡山県精神障害者家族連合会（家族ほっとライン） 5
おかやま発達障害者支援センター（県北支所） 6
津山障害者就業・生活支援センター 6
津山公共職業安定所（ハローワーク） 6
岡山県医療的ケア児支援センター 6
岡山障害者職業センター 6
障害者虐待に関する相談・通報窓口 7
民生委員・児童委員 7
なやみごと・心配ごと相談（美咲町） 7
こころの健康相談（美咲町） 7
子どもに関する相談（美咲町） 7
２ 障害者手帳 9
身体障害者手帳 9
療育手帳 9
精神障害者保健福祉手帳 10
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方へ 11
３　年金・手当 12
障害年金 12
心身障害者扶養共済制度 16
特別障害者手当 17
障害児福祉手当 19
特別児童扶養手当 20
障害児（者）福祉手当（美咲町） 20
在宅重度障害者介護者支援手当（美咲町） 21
４　医療 22
自立支援医療（更生医療） 22
自立支援医療（育成医療） 24
自立支援医療（精神通院医療） 25
障害者医療費公費負担制度 27
特定医療費（指定難病）助成制度 28
後期高齢者医療 28
５　障害福祉サービス 29
障害福祉サービス 29
利用者負担 34
美咲町内の指定サービス事業所一覧 35
６　地域生活支援事業 37

地域活動支援センターⅠ型 37
移動支援事業 37
日中一時支援事業(日中、タイムケア) 38
障害者等訪問入浴サービス事業 38
その他 39
7 福祉用具の支援 40
補装具費の給付 40
難聴児補聴器等購入費等助成制度 41
日常生活用具の給付 42
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 46
8 暮らしの支援 48
住宅改修（居宅生活動作補助用具） 48
ヘルプマーク・カード・シール 48
意思疎通支援者派遣事業 49
手話奉仕員養成研修事業 49
声の広報みさき 49
声の美咲町議会だより 49
身体障害者補助犬育成事業 49
日常生活自立支援事業 50
成年後見制度 50
NET１１９緊急通報システム 51
電話リレーサービス 52
生活福祉資金貸付制度 52
選挙 53
美咲町障害者等自主活動団体 54
みしゃモンカレッジ 54
9 交通･移動の支援 55
JR 旅客運賃の割引 55
バス運賃の割引 56
航空旅客運賃の割引 56
タクシー料金の割引 56
有料道路通行料金の割引 57
福祉車両購入費などの助成 60
黄福タクシー利用証の交付（美咲町） 60
駐車禁止除外指定車標章の交付 61
ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度 62
特定疾患等通院交通費（美咲町） 63
タクシー利用券・自動車給油券（美咲町） 63
10 税の控除･減免 64
所得税・住民税（障害者控除） 64
自動車税 64
自動車税環境性能割の減免について 64
各種税の減免について 64
11 公共料金 65
NHK 放送受信料の減免 65
携帯電話料金の割引 65
公共施設の入場料の減免 65
NTT 無料番号案内（ふれあい案内） 65
青い鳥郵便葉書の無償配布 66
12 保育･教育 66
小・中・義務教育学校特別支援学級 66
13 防災 67
避難行動要支援者登録 67
福祉避難所 67

1 相談窓口

美咲町役場　〒709-3717　美咲町原田2144-1

（１）福祉しあわせ課

　障がい者福祉の窓口として、福祉サービス等の相談、申請、支給事務を行うとともに、障がいのある方のための制度づくり等を通して障がい者福祉の向上に関する業務を行っています。

連絡先　電話（0868）66‐1129 FAX（0868）66‐1167

（２）権利擁護センター（福祉しあわせ課内）

　障がいがあり判断能力や社会的立場が弱く、権利侵害のリスクが高い人たちの人権・財産・生活を守るための支援を行っています。

連絡先　電話（0868）66‐1133　FAX（0868）66‐1167

（３）重層支援センター（福祉しあわせ課内）

　子どもから高齢者まで年齢を問わず、複雑化、複合化した問題（８０５０問題、ダブルケアなど）や制度の狭間の相談（ひきこもりなど）を担当課や支援をする機関と連携をとりながら相談をお受けします。

連絡先　電話（0868）66‐1129 FAX（0868）66‐1167

（４）こども笑顔課

　すべての子ども（0～18歳）とその家庭及び妊産婦を対象に、こどもに関する様々な相談（子育て相談、ひとり親、児童虐待、ヤングケアラー等）をお受けします。必要に応じて関係機関と連携し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。

連絡先　電話（0868）66‐1618 FAX（0868）66‐1167

（５）保険年金課

　介護保険制度、国民年金、単県医療費助成、国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度の窓口として、相談、申請、給付事務及び制度運営を行うとともに、地域包括ケアシステム及び生涯にわたる健康づくりの推進により「元気な町づくり」を目指して施策を展開しています。

連絡先　電話（0868）66‐1115 FAX（0868）66‐1161

（６）健康推進課

　妊娠期から高齢者までの医療や保健に関する相談業務を行っています。また各種健（検）診・予防接種をはじめ、体と心の健康づくり、健康増進施設の管理運営、地域医療の推進、愛育・栄養委員会などの業務を行っています。

連絡先　電話（0868）66-1195　　FAX（0868）66-1167

（７）税務課

　税金に関する窓口です。障害者控除等の相談をお受けします。

連絡先　電話　0868-66-1113　　FAX　0868-66-1161

（８）くらし安全課

　消防・防災（災害時の福祉避難所等）、みさきネット、公共交通（黄福タクシー等）などに関する業務を行っています。

連絡先　電話（0868）66-1112　　FAX（0868）66-2038

美咲町社会福祉協議会

「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」をめざし、住民の皆さんと共に地域福祉を推進する民間の福祉団体です。住民の皆さんが抱えている様々な問題を地域全体のものとして考え、解決に向けて、住民の皆さん・専門職・各種団体と協働して取り組んでいます。

所在地　美咲町原田3100-1
連絡先　電話　0868-66-7223　FAX　0868-66-7133

岡山県美作保健所（岡山県美作県民局健康福祉部）

美咲町を管轄する県の保健所で、保健課では健康づくり、母子・歯科保健、精神保健、医療など専門的な相談を行っています。

所在地　〒708-0051 津山市椿高下114

相談	電話番号
こころの健康相談（心の保健福祉相談）	(0868)23-0163
難病に関する相談	(0868)23-0145
小児慢性特定疾病に関する相談	(0868)23-0148
病態別栄養相談	
子どもの心とからだの総合相談	
エイズホットライン	(0868)23-9949

身体障害者相談員

町の委嘱を受け、様々な相談をお受けしています。町のなやみごと相談にも出席しています。困っていること、悩んでいることなど気軽に相談してください。

身体障害者相談員

区分	地域	氏名
美咲町身体障害者相談員	中央	和田　英雄
	中央	藤本　満春
	旭	石川　勝範
	旭	富田　康子
	柵原	藤原　清美

連絡先　**美咲町福祉しあわせ課**　電話（0868）66 - 1129　　FAX（0868）66 - 1167

岡山県身体障害者更生相談所

身体障害に関する相談のほか、自立支援医療（更生医療）の判定、補装具の処方及び適合判定を行っています。

来所相談

相談区分	相談・判定日	受付時間	審査時間
肢体不自由	毎月第 1･2･4 水曜日	12:00～14:00 11：00 （電動車いす）	13:00～
聴覚障害 そしゃく機能障害	毎月第 1 金曜日	9:00～11:00	10:00～

所在地　〒700-0807岡山市北区南方 2-13-1　きらめきプラザ１階
連絡先　電話（086）235-4577　FAX（086）235-4346

岡山県視覚障害者センター

視覚障害のある方への点字・録音図書の貸出、相談等を行っています。
所在地　〒700-0927 岡山市北区西古松 268-1
連絡先　電話（086）244-1121　FAX（086）244-1043

岡山県聴覚障害者センター

聴覚障害のある方を対象とした日常生活における一般的な相談に対応します。
所在地　〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1　きらめきプラザ４階
連絡先　電話（086）224-0221　FAX（086）224-0236

岡山県難病相談・支援センター

難病に関する一般相談や就労相談に応じるほか、難病患者・家族のつどいなどの実施を計画します。また、患者さん同士で気軽に集まれる談話室を設けています。
所在地　〒700-0952 岡山市北区平田 408-1　岡山県南部健康づくりセンター1 階
連絡先　電話（086）246-6284　FAX（086）246-6285
※来所相談は要予約

相談支援事業所みさき

社会福祉法人久米福祉会が運営する相談支援事業所です。障がいのある方（成人・児童）やそのご家族からのご相談をお受けし、一人ひとりに合ったサービスや支援につなげます。また、サービス利用に必要な計画の作成も行い、安心して地域で暮らせるようサポートしています。
所在地　〒709-3717　美咲町原田982-1
連絡先　電話　0868-66-2833　FAX　0868-66-2833

相談支援事業所スマイルハート

美咲町小原に事務所があり、障がいのあるお子様から大人の方の計画相談を行っています。本人やご家族の生活の意向や悩み等を聞きながら利用計画の作成を行い、計画に沿ったサービスが提供できるよう関係者等との連絡調整を行います。また本人が望まれる生活に少しでも近づけるよう支援を行います。
所在地　〒709-3714　美咲町小原1511
連絡先　電話　0868-66-3850　FAX　0868-66-3860

知的障害者相談員

町の委嘱を受け、様々な相談をお受けしています。町のなやみごと相談にも出席しています。困っていること、悩んでいることなど気軽に相談してください。

知的障害者相談員

区分	地域	氏名
美咲町知的障害者相談員	中央	村上　三子
	旭	石井　千栄子
	柵原	草苅　淳子

連絡先　美咲町福祉しあわせ課　電話（0868）66 - 1129　　FAX（0868）66 - 1167

知的障害者更生相談所津山支所

知的障害に関する相談をはじめ、１８歳以上の方の療育手帳交付のための判定や医学的、心理学的及び職能的判定などを行っています。

診察日　　第３及び第４ 金曜日の午後
※療育手帳新規判定の場合、嘱託医師による診断が必要です。（要予約）

所在地　　〒708-0004 津山市山北288-1（津山児童相談所に併設）

連絡先　　電話（0868）23-5131　FAX（0868）23-5132

津山児童相談所

１８歳未満の児童に関する相談をはじめ、児童の療育手帳交付のための判定を行っています。

相談区分	相談日	電話番号
18 歳未満の児童に関する相談 ※来所相談は要予約	月曜日～金曜日 8:30～17:00	（0868）23-5131

所在地　　〒708-0004 津山市山北288-1

連絡先　　電話（0868）23-5131　FAX（0868）23-5132

つやま地域生活支援センター　つばさ

津山地域障害者基幹相談支援センター
津山地域生活支援拠点
津山地域障害者虐待防止センター

障がいのある方の地域で生活をしていく上での悩み事について伺い、内容に応じて必要な助言等の支援を行います。障がい者の虐待について相談を受けた内容については市町の担当課に報告をして関係機関との連携を図ります。また相談支援体制の強化、関係機関のネットワークの形成に努めて障がいのある方がより豊かに安心して暮らせる地域づくりの推進を図ります。

所在地　　〒708-0013　津山市二宮80-1ウエスタンビル１階

連絡先　　電話：0868-28-7335　FAX：0868-28-7330

地域生活支援センターネクスト津山（地域活動支援センターⅠ型）

カラオケ・ランチ作りなど、障がい者が安心して活動できる居場所を提供しています。相談員が在籍しており、福祉サービスについての相談にも応じられます。

所在地　　〒708-0884　津山市津山ロ308-5

連絡先　　電話　0868-22-1177　FAX　0868-32-9600

岡山県精神保健福祉センター

こころの健康や病気、精神障害のある方の福祉に関し、知識の普及、相談並びに社会復帰の促進等を行う施設であって、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担う施設です。

所在地　　〒700-0985 岡山市北区厚生町3-3-1

	相談日		電話番号
こころの健康に関する電話相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00/ 13:00～16:00	(086)201-0828
こころの健康相談統一ダイヤル	【昼】月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 【夜間】月～金曜日	9:30～12:00/ 13:00～16:00 18:30～22:30 (22:00まで受付)	(0570)064-556
ひきこもり地域支援センター電話相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00/ 13:00～16:00	(086)224-3188
依存症相談拠点の相談電話相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00/ 13:00～16:00	(086)201-0850

岡山県精神障害者家族連合会（家族ほっとライン）

こころの病で悩んでいる家族を対象に、同じ悩みを経験した会員が相談に応じます。

相談日		実施団体及び所在地	電話番号
月曜日	10:00～15:00	ハートフルあしん 新見市高尾 2488-13	（0867）72-4005
水曜日	10:00～15:00	NPO 岡山 けんかれん ※電話相談のみ	090-4653-6151
毎月第２日曜日	12:30～16:30		

おかやま発達障害者支援センター（県北支所）

発達障害のある方の生涯を通して一貫した支援体制を構築することを目的に、各地域の医療・保健・教育・福祉・労働等の各領域の支援機関と連携して支援を行っています。

所在地　〒708-8506　津山市山下53（美作県民局　第1庁舎）
連絡先　電話（0868）22-1717　FAX（0868）32-9337

津山障害者就業・生活支援センター

職場への定着が困難な障がい者や就業経験のない障がい者に対し、就業や日常生活・社会生活上の支援・相談を行っています。

所在地　〒708-0841　津山市川崎1554
連絡先　電話（0868）21-8830　FAX（0868）21-8863

津山公共職業安定所（ハローワーク）

専門の職員・相談員を配置し、求職申し込みから就職後まで一貫した職業紹介、就業指導、求人の開拓等を行っています。

所在地　〒708-8609 津山市山下9-6
連絡先　電話（0868）22-8341　FAX（0863）25-0264

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とその家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とそのご家族はもちろん、市町村・医療機関などの関係機関からの相談に応じます。

所在地　〒703-8555 岡山市北区祇園 866
（旭川荘療育・医療センター１F　地域療育センター内）
連絡先　電話（086）275-4518　FAX（086）275-9323

岡山障害者職業センター

岡山県内の就職や職場復帰を希望される障がいのある方、障害者雇用を検討されているあるいは、雇用を進めたい企業の方を対象に、職業相談から具体的な支援（職業準備支援、ジョブコーチ支援など）そして、フォローアップに至る一連の業務を行っています。

所在地　〒700-0821　岡山市北区中山下 1-8-45　NTT クレド岡山ビル 17 階
連絡先　電話（086）235-0830　FAX（086）235-0831

障害者虐待に関する相談・通報窓口

障がいのある方の虐待に関わる通報や支援などの相談窓口です。

窓口　美咲町福祉しあわせ課
所在地　〒709-3717　美咲町原田2144-1
連絡先　電話（0868）66-1129　FAX（0868）66-1167

窓口　津山地域障害者虐待防止センター
所在地　〒708-0013 津山市二宮80-1
連絡先　電話（080）2934-1750　FAX（0868）28-7330

民生委員・児童委員

それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認など、地域住民の相談役として社会福祉の増進に努めています。

＜お問い合わせ先＞
窓口　美咲町福祉しあわせ課
所在地　〒709-3717　美咲町原田2144-1
連絡先　電話（0868）66-1129　FAX（0868）66-1167

なやみごと・心配ごと相談

美咲町に住所を有する方の様々な相談に無料で応じる相談会です。相談は中央、旭、柵原の各地区で開催されています。開催場所、日程については住民生活課までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
窓口　美咲町住民生活課
所在地　〒709-3717　美咲町原田2144-1
連絡先　電話（0868）66-1114　FAX（0868）66-1161

こころの健康相談（美咲町）

精神科医がこころの健康に関する相談に応じます。相談日は電話にてご確認ください。（要予約）

＜お問い合わせ先＞
窓口　美咲町健康推進課
所在地　〒709-3717 久米郡美咲町原田2144-1
連絡先　電話（0868）66-1195　FAX（0868）66-2038

子どもに関する相談（美咲町）

（1）健康推進課

保護者のみなさんが、日頃の子育ての中で感じる不安や悩みを気兼ねなく話すことができる無料の相談です。ご相談内容等に応じて、専門職がお受けします。相談時間は1時間程度です。日程は相談先によって異なるため、まずは健康推進課にご連絡ください。

相談先	各専門職	こんな場合にオススメ
のびのび相談	作業療法士	体の使い方や発達を促す遊び・工夫について知りたい
言語個別相談	言語聴覚士	言葉の発達や発音について知りたい

＜お問い合わせ先＞
窓口　美咲町健康推進課
所在地　〒709-3717 久米郡美咲町原田2144-1
連絡先　電話（0868）66-1195　FAX（0868）66-2038

（2）こども笑顔課

こども笑顔課では、子育てに関する様々なご相談に応じています。子育てに悩んだときは、ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。ご相談には保健師が対応し、秘密は守られます。相談内容に応じて、必要な機関や子育てサービス※をご紹介する場合もあります。

※こども笑顔課が窓口の子育てサービス

【子育て短期支援事業（子どものショートステイ）】

様々な事情でお子さんの養育が一時的に困難になった時、7日間を限度に児童養護施設でお預かりする制度です。

【子育て世帯訪問支援事業（子育てヘルパー）】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭に町と契約した事業所からヘルパーを派遣し、家事・育児等の支援を行う事業です。

★「児童虐待かも」と思ったら

子育てにおける様々な悩みやストレスが子どもへの虐待のきっかけになることがあります。ご自身やご家族が出産や子育てに悩んでいたら、一人で抱え込む前にご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

窓口　　美咲町こども笑顔課

窓口時間　月曜日～金曜日　8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

※児童虐待に関する緊急の対応が必要と思われる場合、窓口時間外であっても日直・宿直へつながり、その後担当職員が対応します。

所在地　〒709-3717　久米郡美咲町原田2144-1

連絡先　電話（0868）66 - 1618　　FAX（0868）66 - 1167

（3）教育総務課

お子様の特性などにより特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学相談、教育相談について、必要な情報提供を行っています。

・経済的支援ついて

（特別支援教育就学奨励費制度）

美咲町立の学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の方へ、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食などを支給する制度です。

・就学・教育について

（特別支援学級）

美咲町立学校の特別支援学級では、児童生徒の特性に応じた指導をするために、少人数で学級を編制しています。学校生活や特別支援学級の様子など詳しい内容はお子様の通われている学校もしくは教育総務課までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

窓口　　美咲町教育委員会　教育総務課

所在地　〒709-3717　久米郡美咲町原田2144-1

連絡先　電話（0868）66 - 2873　　FAX（0868）66 - 3730

2　障害者手帳

児　満 18 歳に満たない身体障害、知的障害、精神障害のある児童
者　満 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある者

身体障害者手帳　児　者　［問い合わせ］　福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

身体障害のある方の日常生活の自立を支援するための制度の利用にあたっては、原則として「身体障害者手帳」が必要です。身体障害者手帳は申請に基づいて、各機能に一定以上の永続する障がいのある方に、県知事から交付されます。
身体障害者障害程度等級表の等級は、１級から７級があり、各等級は指数化され、２つ以上の重複障がいの場合は、合計指数による総合等級となります。１級から６級までが身体障害者手帳の交付対象となりますが、７級の障がいは２つ以上重複している場合のみ交付対象となります。

対象となる障がい
視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

申請に必要なもの
・申請書
・指定医師の診断書
・本人の顔写真１枚（縦4㎝×横3㎝、無帽で正面を向いているもので申請日前１年以内に撮影されたもの）
・マイナンバー
・本人確認書類

交付までの手続きの流れ

役場で所定の用紙を受け取る ⇨ 指定医師の診断を受ける ⇨ 役場で申請手続きをする ⇨ 県で審査し手帳発行 ⇨ 役場で手帳の交付を受ける

療育手帳　児　者　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

知的障害のある方の日常生活を支援するための制度の利用にあたっては、原則として療育手帳が必要です。療育手帳は、申請に基づいて、知的な障がいがあると判定された方に県知事から交付されます。なお、申請前に、児童相談所・知的障害者更生相談所での面接、判定が必要になります。
障がいの程度は、知能測定、社会性、日常の基本生活など年齢に応じて総合的に判定し、ＡとＢに分類されます。

申　請
・申請書
・児童相談所の判定（１８歳未満の方）または知的障害者更生相談所の判定（１８歳以上の方）
・本人の顔写真１枚（縦4㎝×横3㎝、無帽で正面を向いているもので申請日前１年以内に撮影されたもの）
・マイナンバー
・本人確認書類

交付までの手続きの流れ

児童相談所・知的障害者更生相談所で面接・判定を受ける ⇨ 役場で申請手続きをする ⇨ 県で審査し手帳発行 ⇨ 役場で手帳の交付を受ける

※判定には事前の予約が必要です。

児 満 18 歳に満たない身体障害、知的障害、精神障害のある児童

者 満 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある者

判定機関

①津山児童相談所（１８歳未満の方　児　）

１８歳未満の児童に関する相談をはじめ、児童の療育手帳交付のための判定を行っています。

相談区分	相談日	電話番号
18 歳未満の児童に関する相談 ※来所相談は要予約	月曜日～金曜日 8:30～17:00	（0868）23-5131

所在地　　〒708-0004 津山市山北288-1
連絡先　　電話（0868）23-5131　FAX（0868）23-5132

②知的障害者更生相談所津山支所（１８歳以上の方　者　）

診　察　日　第３及び第４ 金曜日の午後
※療育手帳新規判定の場合、嘱託医師による診断が必要です。（要予約）
所在地　　〒708-0004 津山市山北288-1（津山児童相談所に併設）
連絡先　　電話（0868）23-5131　　FAX（0868）23-5132

精神障害者保健福祉手帳 児 者 ［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

精神障害のある方の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るために交付します。制度の利用にあたっては、原則として精神障害者保健福祉手帳が必要です。精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、県知事から交付されます。
手帳の等級は障がいに応じ、１級から３級があります。
なお、有効期限は２年間ですので、更新が必要です。（更新手続きが必要であり、更新は有効期限の３ヶ月前から申請可能です。）

申請

申請手続きは「診断書による申請」と「障害（基礎）年金の証書等による申請」の２通りあります。

診断書による申請の場合	障害（基礎）年金の証書等による申請の場合
・申請書 ・所定の診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ・本人の顔写真１枚（縦4㎝×横3㎝） ・マイナンバー ・本人確認書類	・申請書 ・障害（基礎）年金の証書等（写し） ・照会に対する同意書 ・本人の顔写真１枚（縦4㎝×横3㎝） ・マイナンバー ・本人確認書類

※「障害（基礎）年金の証書等による申請」の場合は、診断書の作成は不要です。

役場で所定の用紙を受け取る ⇨ 医師の診断を受ける（診断書作成） ⇨ 役場で申請手続きをする ⇨ 県で判定し手帳発行 ⇨ 役場で手帳の交付を受ける

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方へ

児　者　［問い合わせ］福祉しあわせ課☎0868-66-1129

以下の場合は必ず、福祉しあわせ課で手続きをしてください。

項目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
紛失・破損したとき	・再交付申請書 ・顔写真 1枚(縦4㎝×横3㎝) ・身体障害者手帳(破損時) ・マイナンバー ・本人確認書類	・再交付申請書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・療育手帳(破損時) ・マイナンバー ・本人確認書類	・再発行申請書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・精神障害者保健福祉手帳(破損時) ・マイナンバー ・本人確認書類
住所や氏名が変わったとき	・居住地等変更届 ・身体障害者手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類	・記載事項変更届 ・療育手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類	・記載事項変更届･再発行申請届 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類
県外・岡山市からの転入	・居住地等変更届 ・身体障害者手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類	[有効期限が長いとき] 〇岡山市からの転入 (岡山市の手帳を継続使用する場合) ・記載事項変更届 ・療育手帳 ・マイナンバー 〇県外からの転入 ・交付申請書 ・判定資料活用申請書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・療育手帳 ・マイナンバー [有効期限が短いとき] ・新規申請に同じ	[有効期限が長いとき] ・記載事項変更届 ・交付申請書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類 ・照会に対する同意書 [有効期限が短いとき] ・新規申請に同じ （詳しくは前ページをご覧ください。）
障害の程度に 変更があるとき 別の障害が発生したとき	・再交付申請書 ・指定医師の診断書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・身体障害者手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類	・障害の程度に変更があった場合は、児童相談所が今お持ちの手帳（障害の程度記載欄）に記載します。	・申請書 ・診断書または年金証書(写)と同意書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類
死亡したとき 障害がなくなったとき(治癒時)	・返還届 ・身体障害者手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類	・返還届 ・療育手帳	・返還届 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類
手帳の再認定を受けるとき	・再交付申請書 ・指定医師の診断書 ・顔写真1枚(縦4㎝×横3㎝) ・身体障害者手帳 ・マイナンバー ・本人確認書類	※児童相談所・知的障害者更生相談所に直接、事前予約を行った後、再判定を受けてください。 ・療育手帳 ・マイナンバー	※新規申請に同じ （詳しくは前ページをご覧ください。）

3　年金・手当

障害年金

年金の障害程度の認定基準は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の認定基準とは異なります。

【障害基礎年金】

国民年金加入中や 20 歳前に初診日（※1）がある病気やケガにより、心身に一定以上の障がい（※2）が残った方に対する生活保障として、障害の程度や保険料の納付状況など一定の要件を満たすと障害年金が支給されます。（申請は原則 65 歳までとなります。）

※1　初診日：障がいの原因となる傷病について、初めて医療機関の診療を受けた日

※2　一定の障害：障がいの程度が国民年金法に規定する障害等級の１級または２級に該当する障がい

●対象者

国民年金に加入している期間中に初診日があり、かつ次の要件のすべてを満たす方。または 20 歳前に障がい者になった方。

①　障がいの原因となった病気やケガについて、初診日において、

⑴ 国民年金に加入しているとき（第 1 号被保険者または第 3 号被保険者）

⑵ 国民年金に加入していた方が日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満であるとき（老齢基礎年金の繰上げ請求をした方を除く。）

②　初診日から１年６か月を経過した日またはその期間内で障がいの状態が固定した日の障がいの程度が、国民年金法に規定する障害等級の１級または２級に該当するとき

③　初診日の前日において、初診日がある月の2ヶ月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が加入期間の３分の２以上であるとき（初診日が令和 8 年3月 31 日までの間にあるときは、初診日の前日において初診日がある月の2ヶ月前までの直近１年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。）

●年金の額（令和7年度）

・１級障害　年額 1,039,625 円

・２級障害　年額 831,700 円

※20 歳前に初診日がある場合は、本人の所得制限基準額を超えると支給が停止されることがあります。

※18 歳未満の子（障害のある子は 20 歳未満）がいる場合、加算があります。

●問い合わせ

＜初診日が国民年金第 1 号被保険者期間であるとき、または 20 歳前・60 歳以上 65 歳未満のとき＞　保険年金課☎0868-66-1115

＜初診日が国民年金第 3 号被保険者（サラリーマンの配偶者等）期間であるとき＞

日本年金機構　津山年金事務所　お客様相談室

☎0868-31-2360（音声案内のあと 1 → 2 を押す）

【障害厚生年金・障害共済年金】

厚生年金または共済年金加入期間に、初診日のある病気やケガによる障害を有している場合に障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金の障害者等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（３級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

●対象者

障がいの原因となった病気やケガの初診日において、厚生年金または共済年金の被保険者であった方で、障害基礎年金と同様の要件を満たしている方。

●年金の額（令和7年度）

・１級　報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額（239,300 円）
・２級　報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額（239,300 円）
・３級　報酬比例の年金額（最低保障額：623,800円（昭和31年4月2日以後生）
622,000円（昭和31年4月1日以前生））

※障害厚生年金の１級・２級に該当する場合には、国民年金の障害基礎年金も合わせて支給されます。

●問い合わせ　＜障害厚生年金＞　日本年金機構津山年金事務所　　お客様相談室
☎0868-31-2360（音声案内のあと1→2を押す）

【障害手当金（一時金）】

厚生年金の加入期間に初診日があり、納付要件を満たす方の病気やケガが、初診から５年以内に治癒し、３級よりやや軽い障がいが残ったときに手当の対象となることがあります。ただし、配偶者や子がいても加算はありません。

●問い合わせ　　日本年金機構　津山年金事務所　　お客様相談室
☎0868-31-2360（音声案内のあと1→2を押す）

〇障害者手帳と障害年金の関係について

障害者手帳と障害年金は、どちらも障がいがある方の日常生活にとって大切なものですが、障害者手帳と障害年金では認定基準が異なり、障害者手帳を交付されている方が必ず障害年金を受給できるとは限りませんし、障害者手帳の交付を受けていなくても障害年金を受給できる場合があります。

【特別障害給付金】（平成 17 年4月1日施行）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、福祉的措置として創設された制度です。

●対象者

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利がない方に支給されます。

（1）平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生

（2）昭和 61 年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金１級、２級相当の障害に該当する方。ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

●給付金の額（令和 7年度）

・障害基礎年金１級相当に該当する方：月額 56,850 円

・　〃　２級相当に該当する方：月額 45,480 円

※ご本人の所得によっては、支給停止される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

※特別障害給付金を受給される方は、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

※給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。

●問い合わせ　日本年金機構　津山年金事務所　お客様相談室

☎0868-31-2360（音声案内のあと1→2を押す）

美咲町役場保険年金課　☎0868-66-1115

年金のご相談は。。。

●日本年金機構 津山年金事務所

所在地：〒708-8504 津山市田町112-5

電　　話：０８６８-31-2360

⇒ お客様相談室：最初の音声案内で１番の後、次の音声案内で２番

⇒ 国民年金課　：最初の音声案内で２番の後、次の音声案内で２番

◆予約申込方法

◇年金相談のご予約は、相談希望日の 1 ヵ月前から電話または年金相談窓口でお受けしています。

◇ご予約の際は、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

◆予約専用電話

津山年金事務所　　お客様相談室（**美咲町役場では予約できません**）

電　　話：０８６８－３１－２３６０（音声案内のあと1→2を押す）

●岡山年金相談センター　※来訪相談専用のため、電話での相談は行っておりません。

所在地：〒700-0032　　岡山市北区昭和町 4-55

●開庁日時（津山年金事務所・岡山年金相談センター共通）

＜平日の通常時間＞

・月曜日～金曜日（祝日は除く）： 8:30～ 17:15

＜夜間・休日の延長時間＞

・毎週月曜日（第 5 月曜日は除く。祝日の場合は翌開庁日）： 17:15～ 19:00

・毎月第 2 土曜日： 9:30～ 16:00

※延長日は変更となる場合もありますので、事前にご確認の上来所ください。

※ご相談の際は、年金証書や年金手帳、マイナンバー、本人確認書類をご用意ください。

※代理の方が相談する時は委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●電話での年金相談：ねんきんダイヤル

電　　話：０５７０－０５－１１６５

＜受付時間＞月曜日～金曜日（祝日は除く）： 8:30～ 17:15

心身障害者扶養共済制度[問い合わせ] 福祉しあわせ課☎0868-66-1129

障がいのある方を扶養している保護者等（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族）が、毎月一定額の掛金を納めることによって、保護者等に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する、任意加入の制度です。

加入要件

（1）保護者

障がいのある方を現に扶養している保護者等（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であって、次のすべての要件を満たしている方。

①岡山県内（岡山市を除く）に住所があること

②加入時（口数を追加される場合は、口数追加時の年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の４月１日時点の年齢が満 65 歳未満であること。

③ 特別の疾病または障がいがなく、健康状態である方。（加入時に生命保険会社による健康状態の審査があります。保護者等の健康状態について告知をしていただく必要があり、健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります）

④障がいのある方１人に対して、加入できる保護者は１人であること。

（2）障がいのある方

障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢不問）

①身体障害者手帳1 級～3 級を所持している方

②知的障害のある方（療育手帳を所持している方）

③ 精神または身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性マヒ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、①または②と同程度の障がいがある方

掛金額

掛金の額は、加入時の年度の 4 月 1 日時点の保護者等の年齢に応じて決まります。

（一口あたり）

加入時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300 円
35歳以上～40歳未満	11,400 円
40歳以上～45歳未満	14,300 円
45歳以上～50歳未満	17,300 円
50歳以上～55歳未満	18,800 円
55歳以上～60歳未満	20,700 円
60歳以上～65歳未満	23,300 円

※平成20 年4 月1 日より掛金が改正されているため、平成20 年3 月31 日に以前に加入している方は現行の掛金とは金額が異なります。

※2 口まで加入できます。

年金の支給

加入者が死亡したとき、または重度障がい状態に該当したと認められた時は、その月から障がいのある方に対し、生涯にわたって年金が支給されます。

加入口数	年金支給月額
1	月額２万円（年額２４万円）
2	月額４万円（年額４８万円）

弔慰金の支給

１年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が死亡した場合は、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

また、加入者と障がいのある方が同時に死亡した場合でも、弔慰金が支給されます。（この場合、障がいのある方が亡くなっているため、年金は支給されません。）

申請

・加入等申込書
・申込者（被保険者）告知書
・年金管理者指定書（障がいがある方が年金を管理することが困難なとき。指定する場合は年金管理者の住民票の写し）
・住民票の写し（申込者及び障がいのある方それぞれ必要です）
・障がいの種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳等）

手続き

このようなときはお手続きが必要です
※掛金が免除となっている加入者の方においても必要です。
・加入者の方がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当するとき
・障がいのある方がお亡くなりになられたとき
・加入者、障がいのある方、年金管理者の氏名、住所が変わったとき
・年金管理者の指定や変更があるとき
・制度から脱退するとき

特別障害者手当 [問い合わせ]福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

障がいが重複するなど、精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者に支給されます。

対象者

20 歳以上で、次の基準１～７の障がいを重複して有する方、またはこれに準ずる程度の障がいを有する方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする方

基準

1	イ　両目の視力がそれぞれ 0.03以下のもの ロ　一眼の視力が0．０４、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の１／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下 ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が２０点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

※これは対象となる障がい程度の目安であり、ほかにも要件がございます。

手当額

月額　　２９，５９０ 円（令和７年４月現在）

（原則として、毎年２月、５ 月、８ 月、11 月にそれぞれの前 ３ ヶ月分を支給します）

支給制限

次のような場合には手当の支給を受けられません

・障がいのある方が障害者支援施設、社会福祉施設等に入所しているとき
・障がいのある方が病院または診療所等に継続して３ヶ月を超えて入院するに至ったとき
・本人及び扶養者の前年の所得が基準額を超えるとき

申請

・認定請求書
・所得状況届
・医師の診断書
・受給資格者の戸籍の謄本又は抄本
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
・マイナンバー（本人および配偶者・扶養義務者のもの）
・障がいのある方の年金額のわかるもの（源泉徴収票、年金支払通知、年金証書(写)、通帳等）
・障がいのある方本人名義の預金口座

障害児福祉手当 [問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

精神または身体に重度の障がいをもつ在宅の 20 歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

対象者

20 歳未満の在宅の方で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の基準１～10 の障害を１つ以上有する方

基準

1	両側の視力がそれぞれ 0.02 以下の者
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは症状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

※これは対象となる障がい程度の目安であり、ほかにも要件がございます。

手当額

月額　　１６，１００円（令和７年４月現在）

（原則として、毎年２月、５月、８月、11 月にそれぞれの前３ヶ月分を支給します）

支給制限

次のような場合には手当の支給を受けられません

- 障がいのある方が障害児入所施設、社会福祉施設、病院等に入所・入院しているとき
- 障がいを支給事由とする公的給付を受けることができるとき
- 本人及び扶養者の前年の所得が基準額を超えるとき

申請

- 認定請求書
- 所得状況届
- 医師の診断書
- 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- マイナンバー（本人および扶養義務者のもの）
- 障がいのある方本人（児童）名義の預金口座

特別児童扶養手当　　[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

20 歳未満で身体、知的または精神に障がいを有する児童を家庭で監護している父母または養育者に対し、国がその児童の福祉の増進を図るために支給されます。

対象者

日本国内に住所があり、障がい児を監護、養育する（障がい児と同居して面倒を見、生計を維持していること）父母又は養育者

手当額

手当額は障がいの程度により１級と２級に規定されており、毎年４月、８月、１１月の3期に支払われます。

1級　月額５６，８００円　　2級　月額３７，８３０円

※手当額は消費者物価指数に連動して毎年変わります。

※所得による支給制限があります。所得が限度額を超えた場合は手当は支給されません。

申請

・認定請求書
・戸籍謄本（抄本）発行日から一か月以内のもの
・障害認定診断書等（診断書作成年月日から３か月以内のもの）
・マイナンバー（本人および扶養義務者のもの）
・振込先口座申出書

※申請者の状況によりこのほかの書類の提出を求める場合があります。

障害児（者）福祉手当　　[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

美咲町に居住する20歳未満の障がい児（者）及びその保護者を激励し、その福祉の増進を図るために手当を支給しています。

対象者

美咲町に住んでいて２年以上住所があり、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

手当額

月額　5,000円（４月と１０月にそれぞれ6か月分を支給）

申請

・申請書
・各種手帳
・振込口座がわかるもの

在宅重度障害者介護者支援手当　[問い合わせ]福祉しあわせ課　☎0868-66-1129

対象者

特別障害者手当の認定を受けている20 歳以上 65 歳未満の方を、支給基準日以前６か月間に３か月以上在宅で介護している町内在住の人。

手当額

月額　　4,000 円

（該当すると思われる方に４月と１０月の２回案内を送付します。）

申請

・申請書
・介護者名義の預金口座
・介護を受ける方の保険証

支給制限

次の要件に当たる時は、その月の手当は支給できません。

・施設入所（グループホーム含む）または入院をした月
・短期入所サービスを１５日以上利用した月

４　医療

自立支援医療（更生医療）［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

身体に障がいのある18 歳以上の方で、手術等により障がい部位の機能が改善し、日常生活能力、社会生活能力の回復向上を図るために必要な医療を、指定医療機関で受ける場合にその医療費が助成されます。ただし、世帯の町民税課税状況等により対象外となることがあります。

対象者

身体障害者手帳を所持している 18 歳以上の方。
ただし、身体障害者手帳に記載されていない障がいの医療は対象となりません。
対象となる障害種別　①視覚障害②聴覚障害・平衡機能障害③音声言語・そしゃく機能障害④肢体不自由⑤心臓機能障害⑥じん臓機能障害⑦小腸機能障害⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害⑨肝臓機能障害

費用負担

原則、1割負担
ただし、世帯の町民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

自己負担上限額

<table>
<tr><th>所得区分</th><th>世帯の課税・収入の要件</th><th>自己負担上限月額</th><th>重度かつ継続
自己負担上限月額</th></tr>
<tr><td>生保</td><td>生活保護世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>低所得１</td><td>町民税非課税世帯かつ受診者の年収が８０万９千円以下</td><td>2,500 円</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>低所得２</td><td>町民税非課税世帯かつ受診者の年収が８０万９千円を超える</td><td>5,000 円</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>中間所得１</td><td>町民税所得割3万３千円未満</td><td rowspan="2">医療保険の上限額
１割負担</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>中間所得２</td><td>町民税所得割3万３千円以上 23 万５千円未満</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>一定所得以上</td><td>町民税所得割23 万５千円以上</td><td>自立支援医療対象外</td><td>※20,000 円</td></tr>
</table>

※については、令和９年３月31 日までの経過措置です。

申請

・自立支援医療（更生医療）支給認定申請書
・判定票（診断書）等 ※障害区分ごとの詳細は下表のとおり
・身体障害者手帳（交付されている方のみ）
・健康保険証の写し
・特定疾病療養受療証の写し（人工透析を申請する方）
・同意書及び収入申告書
・年金証書または年金払込通知書等（町民税非課税で年金を受給している方のみ）
・マイナンバー（本人と同じ医療保険に加入している方全員のもの）

必要書類一覧

障害区分	判定票	医療費概算 額算出票	心電図	看護計画書	判定方法	
					書類	来所※
心臓	○	○	○		○	
じん臓	○			○ ※訪問看護利 用時	○	
肝臓	○				○	
肢体不自由	○	○ ＊治療材料の内訳 表を添付				○ ＊レントゲン持参 判定日：毎月第2水曜日
視覚	○	○			○	
聴覚	○	○				○ 判定日：毎月第1金曜 日
音声言語・ そしゃく機能	○	○				○ 判定日：毎月第1金曜 日
小腸	○	○			○	
免疫	○	○		○ ※訪問看護利 用時	○	

※更生相談所での来所判定が必要になります。

手続き

以下の場合は手続きを行ってください

項目	手続きに必要なもの
受給者証の紛失・破損	自立支援医療受給者証再交付申請書（更生医療） 現在お持ちの受給者証（破損の場合） マイナンバー
氏名・住所（町内の転居）の変更	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療） マイナンバー
他県及び岡山県内の市町村からの転入	自立支援医療（更生医療）支給認定申請書 同意書及び収入申告書 同意書 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー
指定自立支援医療機関の変更	自立支援医療（更生）支給認定申請書 マイナンバー
医療保険の変更	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー

自立支援医療（育成医療）［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

身体に障がいを有する児童、または障がいに対する医療を行わないと将来障がいを残すと認められる１８歳未満の児童で、手術等により障がいの改善が確実に認められる場合にその医療費が助成されます。
ただし、世帯の市民税課税状況等により対象外となることがあります。

対象者

次の項目全てに該当する18歳未満の児童
・身体障害者福祉法第４条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有すること、
または既存する疾患が将来において同別表に掲げる障がいと同程度の障がいを残すと認められること
・治療の結果、確実な治療効果が期待できること

対象となる障害種別

①視覚障害②聴覚障害③言語障害④肢体不自由⑤内部障害

費用負担

原則、1割負担

自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	自己負担上限月額	重度かつ継続 自己負担上限月額
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	町民税非課税世帯かつ受診者の年収が 80 万９千円以下	2,500 円	2,500 円
低所得2	町民税非課税世帯かつ受診者の年収が 80 万円９千円を超える	5,000 円	5,000 円
中間所得1	町民税所得割３万３千円未満	※5,000 円	5,000円
中間所得2	町民税所得割３万３千円以上 23 万５千円未満	※10,000 円	10,000 円
一定所得以上	町民税所得割 23 万５千円以上	自立支援医療対象外	※20,000 円

※については、令和９年３月31 日までの経過措置です。

申請

・自立支援医療（育成医療）支給認定申請書
・自立支援医療（育成医療）意見書
・同意書及び収入申告書
・児童と同一の医療保険に加入している方全員の健康保険証の写し
・特定疾病療養受療証の写し（人工透析を申請する方のみ）
・年金証書または年金払込通知書等（町民税非課税で年金を受給している方のみ）
・マイナンバー（本人と同じ医療保険に加入している方のもの）

自立支援医療（精神通院医療）　[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

精神疾患の治療及び精神障害に付随する軽易な疾病のために必要な医療を指定医療機関に通院して受ける場合に、その医療費が助成されます。なお、入院の場合は対象になりません。
また、世帯の町民税課税状況等により対象外となることがあります。

対象者

精神疾患により治療を継続的に必要とする病状のある方

費用負担

原則、1割負担
ただし、世帯の町民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額） ①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	町民税非課税世帯かつ受診者の年収が80 万９０００円以下	2,500 円	2,500 円
低所得2	町民税非課税世帯かつ受診者の年収が80 万９０００円を超える	5,000 円	5,000 円
中間所得1	町民税所得割3万3千円未満	医療保険の上限額	
中間所得2	町民税所得割3万3千円以上 23 万５千円未満		10,000 円
一定所得以上	町民税所得割23 万5千円以上	自立支援医療対象外	20,000 円

※「重度かつ継続」の対象範囲
１．次の疾患の方（ICD-10 における分類）
①認知症などの症状性を含む器質性精神障害（F0）
②アルコール依存症などの精神作用物質使用による精神及び行動の障がい（F1）
③統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害（F2）
④うつ病、躁うつ病などの気分障害（F3）
⑤てんかん（G40）
２．３ 年以上の精神医療の経験を有する医師により、次の症状のため継続的な通院医療を要すると診断された方
①情動及び行動の障がい
②不安及び不穏状態
３．医療保険多数該当者

申請

・自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
・診断書（精神通院医療用）
・同意書及び収入申告書
・健康保険証の写し（国民健康保険の場合は、同一記号番号全員の健康保険証の写し）
・年金証書または年金払込通知書等（市民税非課税で年金を受給している方のみ）
・マイナンバー（本人と同じ医療保険に加入している方のもの）

更新手続

有効期限終了の3 ヶ月前から更新（再認定）の手続きができます。
なお、更新（再認定）に必要な書類は、上記「申請に必要なもの」と同じです。ただし、診断書は 2 年に 1 回の提出になります。

以下の場合は手続きを行ってください

項目	手続きに必要なもの
受給者証の紛失・破損	自立支援医療受給者証再交付申請書（精神通院） 現在お持ちの受給者証（破損の場合） マイナンバー
岡山県内の市町村からの転入 （市内の転居も含む）	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院） 現在お持ちの受給者証 マイナンバー
他県からの転入 （岡山市からの転入も含む）	自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院） 診断書（精神通院医療用） （有効期間が短い場合）同意書及び収入申告書 同意書（診断書を提出した場合は不要） 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー
指定自立支援医療機関の変更	自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 現在お持ちの受給者証 マイナンバー
医療保険の変更 （所得区分に変更がないとき）	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院） 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー
医療保険の変更 （所得区分に変更があるとき）	自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 同意書及び収入申告書 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー

障害者医療費公費負担制度 [問い合わせ]保険年金課 ☎0868-66-1115

障がい者に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部が助成されます。 ただし、所得制限により対象外となることがあります。

対象者

次の手帳の交付を受けている者。
①身体障害者手帳1 級又は２級所持者
②おおむねIQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者
③おおむねIQ36～50と判定され、かつ身体障害者手帳３級所持の合併障がい者
④精神手帳１級かつ自立支援医療（精神通院）受給者証所持者
※①～③は、65 歳以上で新たに該当した方は、対象になりません。
※生活保護を受給している方は対象になりません。

費用負担

原則、1割負担
ただし、受給資格者の属する「世帯」の収入により認定された所得区分に応じて、自己負担限度額（月額）が設定されます。

自己負担上限額

所得区分			外来の限度額	外来＋入院の限度額
一定以上		下記のいずれにも該当しない場合	44,400 円	80,100 円+1%
一般		「世帯」に属する世帯員に係る課税所得が145 万円未満の場合	12,000 円	44,400 円
低所得	Ⅱ	「世帯」に属するすべての世帯員が市町村民税所得割を課されていない場合	2,000 円	12,000 円
	Ⅰ	低所得Ⅱのうち、「世帯」に属するすべての世帯員について合計所得金額が０円の場合	1,000 円	6,000 円

※所得区分は毎年 6月、前年の所得に応じて更新されます。
※医療保険の変更や住民票の世帯構成の変更等によって、年度途中でも変更される場合があります。
（変更の手続きが必要です。）

申請

・障害者医療費受給資格証（交付）申請書
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証
・資格確認書など（本人と同じ保険に加入している方全員の資格確認書など）
・届出に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

利用方法

「障害者医療費受給資格証」と「資格確認書、マイナンバーカード等」を、受診する病院の窓口に必ず提示してください。
療養費、県外の病院を受診したときは償還給付となります。

償還請求

医療費給付申請書に必要事項を記入し、領収書を添付して申請してください。

特定医療費（指定難病）助成制度[問い合わせ]美作保健所保健課 ☎0868-23-0163

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病にかかっている方で、病態など一定の基準を満たす方に対して、医療費の負担軽減のため、特定医療受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について公費負担を行います。

対象者

次の1、2の両方を満たす方

1　対象となる指定難病と診断された方

2　次の（1）（2）のどちらかに該当する方

（1）その症状の程度が、国の定める基準以上である方

（2）（1）に該当せず、軽症高額の申請を行う方（申請日の属する月以前の12ヶ月の間に、指定難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あることが条件）

費用負担

医療費の自己負担分を所得に応じて公費で負担します。

お問合せ

〒708-0051　津山市椿高下114　美作保健所
電話（0868）23-0163

後期高齢者医療 [問い合わせ] 保険年金課 ☎0868-66-1115

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療で、一般の方は満75 歳から適用になりますが、一定の障がいのある65 歳以上75歳未満の方に適用されます。

対象者

①身体障害者手帳の1級から3級、4級の一部（音声、言語に関する障がい、下肢に関する障がいの一部）
②療育手帳の重度障害（A）（重度の知的障害）
③精神障害者保健福祉手帳の1級、2級（日常生活に著しい制限を加える程度の障がい）
④国民年金等における障害年金の1級、2級
※生活保護を受給している方は対象になりません。
※75歳までの間は脱退することもできますが、脱退後は国民健康保険等の医療保険へ加入してください。

申請

- 後期高齢者医療障害認定申請書（被保険者資格取得（喪失）届出書）
- 国民年金等の障害年金証書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 現在の資格確認証等
- 届出に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

5　障害福祉サービス

障害福祉サービス　　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

①障害者総合支援法について

　障害者総合支援法では、サービスや公費負担医療などを提供することにより、障がいの有無　にかかわらず、すべての方が互いに人格と個性を尊重し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域社会における共生の実現を総合的に支援していきます。

②障害者総合支援法のサービス体系

<table>
<tr><th colspan="2">自立支援給付</th><th>地域生活支援事業</th></tr>
<tr><td>介護給付</td><td>・居宅介護（ホームヘルプ）
・重度訪問介護
・行動援護
・同行援護
・重度障害者等包括支援
・短期入所（ショートステイ）
・療養介護
・生活介護
・施設入所支援
・重度障害者等包括支援</td><td rowspan="2">・相談支援事業
・意思疎通支援事業
・日常生活用具給付等事業
・移動支援事業
・地域活動支援センター事業
・訪問入浴事業
・日中一時支援事業</td></tr>
<tr><td>訓練等給付</td><td>・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
・自立生活援助
・就労移行支援
・就労継続支援（A・B）
・就労定着支援
・共同生活援助（グループホーム）</td></tr>
<tr><td>自立支援医療</td><td>・更生医療
・育成医療
・精神通院医療</td><td>障害児通所支援
（児童福祉法）</td></tr>
<tr><td colspan="2">補装具</td><td rowspan="4">・児童発達支援
・医療型児童発達支援
・放課後等デイサービス
・保育所等訪問支援
・居宅訪問型児童発達支援</td></tr>
<tr><td>地域相談支援</td><td>・地域移行支援
・地域定着支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画相談支援</td></tr>
</table>

③障害福祉サービス等の利用手続き

相談障害者福祉係または相談支援事業所

障害福祉サービス等の利用を希望する場合は、福祉しあわせ課もしくは相談支援事業所に相談します。

介護給付 ／ **訓練等給付** ／ **障害児通所支援**

相談支援事業所にサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成を依頼

希望する相談支援事業所と契約を行い、利用したいサービスに関する利用計画案を作ってもらいます。

障害支援区分の申請・認定

家庭などに調査員が伺い、聞き取り調査をします。（調査票）
また、主治医から意見書を提出してもらいます。（主治医意見書）
その２つを元に審査会で決定します。

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）・申請書等必要書類の提出

申請書等の必要書類を福祉しあわせ課に提出します。相談支援事業所から役場へ作成してもらった利用計画案を提出してもらいます。（障害支援区分を決定しない場合、サービスの種類によっては申請書の提出時に聞き取り調査を行う場合もあります。障がい児については保健師の聞き取り調査を行います。）

支給決定・受給者証の交付

役場では、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、利用計画案等を踏まえてサービスの支給内容を決定し、受給者証を本人へ郵送します。

事業所と契約・サービス利用開始

受給者証が届いたら、サービスを提供する事業所と契約を行い、利用を開始します。利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

④指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所一覧

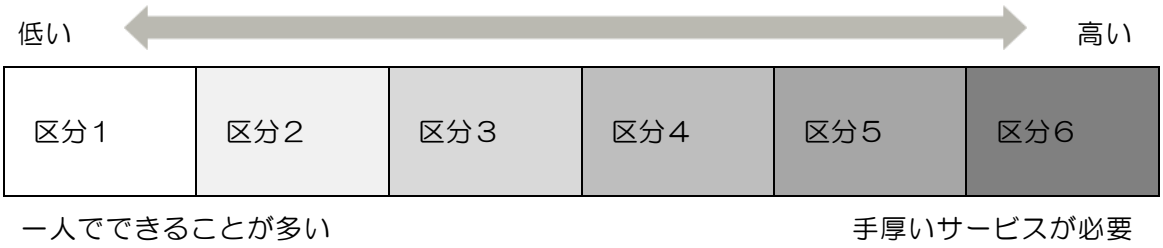
指定特定相談支援事業所（ 18 歳以上が対象）指定障害児相談支援事業所（ 18 歳未満が対象）

事業所名	所在地・連絡先	対象者
相談支援事業所みさき	〒709-3717 美咲町原田982-1 （０８６８）６６-２８３３	障がい者 障がい児
相談支援事業所 スマイルハート	〒709-3714 美咲町小原1511 （０８６８）６６-３８５０	障がい者 障がい児

⑤障害支援区分について

障害支援区分は障害福祉サービスの利用をするときに必要になります。家庭などに調査員が伺い、聞き取り調査をします。また、主治医から意見書を提出してもらいます。その 2 つを審査会で話し合って決定します。

障がい児の場合は、障がい児の調査項目（５領域20項目）、就学児調査票（サポート調査）により、相当する支援の度合いを算定します。



⑥障害福祉サービスの内容

在宅で訪問サービスを受けたり、施設（事業所）通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。利用希望のサービスが「介護給付」の場合は、障害支援区分が必要になります。（ただし、障がい児は除きます。）

区　障害支援区分が必要なサービス

児　満 18 歳に満たない身体障害、知的障害、精神障害のある児童

者　満 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある者

◎相談支援

給付の種類	サービス名称	対象者	内　容
相談支援	地域移行支援	者	障害者施設等に入所又は精神科病院に入院している方が地域生活へ移行するために、住居の確保等の相談や支援を行います。
	地域定着支援	者	居宅にて単身生活する方について、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談や支援を行います。
	計画相談支援	児 者	障害福祉サービスを利用する方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。また、定期的に利用状況の確認及び内容の見直し（モニタリング）を行います。
	障害児相談支援	児	障害児通所支援を利用する児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。また、定期的に利用状況の確認及び内容の見直し（モニタリング）を行います。

◎障害児通所支援

支援の種類	支援名称	対象者	内　容
障害児通所支援	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	児	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児	重症心身障害児など重度の障害児で、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが難しい障害児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能を身につけるための支援を行います。

◎日中活動系サービス

給付の種類	サービス名称	対象者	内　容
区 介護給付	療養介護	者	重度の障害者等が医療機関で療養上の管理、看護、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	者	常に介護を必要とする人が、施設で日中活動の支援を受けることができます。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	者	一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労移行支援	者	一般企業等へ就労するための訓練を受けることができます。
	自立生活援助	者	一人暮らしをしている障害者に対し、定期的な巡回訪問や必要な情報提供・助言等の支援を一体的に行います。
	就労継続支援（A型・B型）	者	一般企業での就労困難者が、知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労定着支援	者	一般就労に伴う環境の変化で生じる問題に対応し、長く就労できるようにサポートを受けることができます。

◎訪問系サービス

給付の種類	サービス名称	対象者	内　容
区介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	児者	ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の手伝いをします。
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害者に、ヘルパーが自宅で、日常生活や外出の手伝いをします。
	行動援護	児者	重度の知的障害者等が行動（外出）するときに、ヘルパーが支援します。
	同行援護	児者	視覚障害者の、移動の援護や移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む） 等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	児者	介護の必要性が高い人が、居宅介護等複数のサービスを包括的に使えます。

◎居住系サービス

給付の種類	サービス名称	対象者	内　容
区介護給付	施設入所支援	者	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。
区介護給付	短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	児者	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所することができます。
訓練等給付	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	者	共同生活を行う住居で、日常生活の手伝いを受けることができます。

利用者負担

（1） 月ごとの利用者負担上限額

利用者負担については、利用したサービスの原則 1 割の定率負担となります。ただし、所得区分に応じて負担上限額が設定されています。

<table>
<tr><th colspan="2">所得区分</th><th>障害児</th><th>障害者</th></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護世帯</td><td rowspan="2">0 円</td><td rowspan="2">0 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得(町民税非課税世帯)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般 1</td><td rowspan="2">町民税課税世帯</td><td>4,600 円
※所得割 28 万円未満
※通所支援利用の場合</td><td rowspan="2">9,300 円
※所得割 16 万円未満
※入所施設利用を除く</td></tr>
<tr><td>9,300 円
※所得割 28 万円未満
※入所施設利用の場合</td></tr>
<tr><td>一般 2</td><td>上記以外</td><td>37,200 円</td><td>37,200 円</td></tr>
</table>

（2） 高額障害福祉サービス費（世帯での所得区分別負担上限）

・障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。
・障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます。

（3） 食事費等の負担軽減措置

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行います。

（4） 生活保護への移行防止の負担軽減措置

上記の負担軽減策を講じても、定率負担や食事等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

美咲町内の指定サービス事業所一覧［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

居宅介護（ホームヘルプ）

事業所名	所在地	電話番号
ヘルパーステーション美咲	美咲町原田3108-10	(0868)66-2940
ヘルパーステーション　スマイル	美咲町小原1511	(0868)66-3850

重度訪問介護

事業所名	所在地	電話番号
ヘルパーステーション　スマイル	美咲町小原1511	(0868)66-3850

短期入所（ショートステイ）

事業所名	所在地	電話番号
ひかり学園さつきの丘	美咲町書副182-2	(0868)64-7535
障がい者支援施設さやかなる苑	美咲町書副182-4	(0868)64-7003
ショートステイあおば	美咲町原田1289	(0868)66-7101

生活介護

事業所名	所在地	電話番号
ひかり学園さつきの丘	美咲町書副182-2	(0868)64-7535
障がい者支援施設さやかなる苑	美咲町書副182-4	(0868)64-7003
みさき福祉園	美咲町原田260	(0868)66-2888
さくらの実	美咲町打穴里1644-1	(0868)66-1680
あなぐま舎	美咲町中3088-1	(0867)27-3733

施設入所支援

事業所名	所在地	電話番号
ひかり学園さつきの丘	美咲町書副182-2	(0868)64-7535
障がい者支援施設さやかなる苑	美咲町書副182-4	(0868)64-7003
みさき福祉園	美咲町原田260	(0868)66-2888

就労継続支援B 型

事業所名	所在地	電話番号
ワークみさき	美咲町原田995	(0868)66-2880
さくらの実	美咲町打穴里1644-1	(0868)66-1680
あなぐま舎	美咲町中3088-1	(0867)27-3733

共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地	電話番号
ハピネスみさき	美咲町原田246-1	(0868)66-2881
グループホームあおば	美咲町原田1289	(0868)66-7101

6 地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を身近な地域で営むことができるように、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な事業を行います。

地域活動支援センターⅠ型　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

通所して、日中活動（創作的活動や生産活動）を行う施設です。詳細につきましては、地域活動支援センターにお問い合わせください。

専門職員を配置し、日中活動の場の提供や相談支援事業を行っています。

対象者

障害者総合支援法に該当する障がいのある方
（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）

利用料

原則無料（※食費等は自己負担）

連絡先

〒708-0884　津山市津山口308-5　ネクスト津山
連絡先　　電話　0868-22-1177　　FAX　0868-32-9600

申請

- 地域生活支援事業サービス利用申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）のうちいずれか1つ

※障害支援区分をお持ちでない方は、申請時に聞き取り調査をさせていただきます。

移動支援事業　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

ヘルパーの派遣により、社会参加を目的とした外出時等の移動を支援します。

対象者

外出時に家族等の支援を受けることができないと認められ、町が更生指導台帳を管理している障がい者（児）等で、次のどれかに該当する人

1.身体障害者手帳１級をお持ちの人
2.身体障害者手帳２級をお持ちの方のうち、下肢障害、体感障害、移動機能障害、視覚障害、聴覚障害に該当する人
3.知的障害と判断された人
4.精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている人

利用料

１割負担
※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。
※移動にかかる実費等は自己負担

申請

- 地域生活支援事業サービス利用申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）のうちいずれか1つ

※障害支援区分をお持ちでない方は、申請時に聞き取り調査をさせていただきます。

日中一時支援事業(日中、タイムケア)
［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

在宅の障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。

具体的には、施設等において日中、障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや日常生活における簡易な指導、レクレーション等社会に適応するために必要な訓練及び見守り等を行います。

対象者

日中一時支援事業（日中型、タイムケア）の支給決定を受けた在宅の障がい者（児）

利用料

１割負担

※ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。

申請

・地域生活支援事業サービス利用申請書

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、のうちいずれか１つ

※障害支援区分をお持ちでない方は、申請時に聞き取り調査をさせていただきます。

障害者等訪問入浴サービス事業［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

地域における重度の障がい者及び障がい児の生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供することで身体を清潔に保ち、心身機能の維持を図るために実施しています。

対象者

次のすべてに該当する人

（１）町内に居住している

（２）身体障害者手帳の１級または２級をお持ちの人

※18歳未満の場合は主治医の意見書で訪問入浴のサービスが必要と認められた人

（３）訪問入浴を利用しなければ入浴が困難と認められる人

利用料

１割負担

※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。

申請

・地域生活支援事業サービス利用申請書

・身体障害者手帳、主治医意見書（１８歳未満の方）

※障害支援区分をお持ちでない方は、申請時に聞き取り調査をさせていただきます。

その他　　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎0868-66-1129

地域生活支援事業には次のようなものもあります。

事業名	内容	掲載ページ
相談支援事業	障がいのある方や保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な支援を行います。	P3 、P4
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅を改修する場合の費用の一部を助成します。	P42
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行います。	P49
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に費用を助成します。	P50

7 福祉用具の支援

補装具費の給付 [問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

身体上の障がいを補って日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具の購入または、修理にかかる費用を支給します。

対象者

町内に住所を有する身体障害者手帳をお持ちの方
（補装具に対応する障害名が手帳に記載されている必要があります。）
※難病患者の方で手帳を持っていない場合でも、診断書または特定疾患医療受給者証があれば、障がいの程度によって補装具の支給を受けられる場合があります。

費用負担

原則、1割負担（上限額あり）
※町民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）は利用者負担額０円
※世帯員のうち町民税所得割が、46 万円以上の方がいる場合は、補装具費支給の対象外となります。（対象者が 18 歳未満の児童の場合を除く）

世帯範囲

１８歳以上	障がい者とその配偶者
１８歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

装具種目

障害種別	補装具の種類
肢体不自由障害	義手、義足、下肢装具、体幹装具、上肢装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚障害	補聴器
重度の両下肢及び音声・言語障害者等	重度障害者用意思伝達装置

※車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）については、介護保険制度が優先となります。また他制度が利用できる場合は他制度優先となります。

申請

・補装具費（購入・修理）申請書
・補装具の購入及び修理に係る見積書
・身体障害者手帳
・マイナンバー

【購入の場合】

〈18 歳以上〉岡山県身体障害者更生相談所の判定または指定医療機関の医師の意見書
※補装具の種類等によって異なります。詳細はご相談ください。
〈18 歳未満〉指定医療機関の医師の意見書

【難病患者の場合】

診断書または特定医療費（指定難病）受給者証難病患者等調査書
※申請・決定前に購入、修理したものは、支給対象になりません。
※購入、修理事業者につきましては、美咲町が契約しているものに限りますので、ご相談ください。

難聴児補聴器等購入費等助成制度　[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に、補聴器または補聴援助システムの購入費の一部を助成します。

対象者

町内在住の両耳の聴力レベルが３０デシベル以上（医師が補聴器等の装用の必要を認めた場合にあっては３０デシベル未満）で、身体障害者手帳の交付の対象とならない１８歳未満の難聴児
※世帯員のうち、町民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は、助成の対象外となります。

助 成 内 容

新規及び更新の補聴器等購入費の3分の2
※ただし、下記の表の基準価格を限度額とします。更新の場合は、原則として前回購入日から５ 年経過後とします。

補聴器等の種類		１台当たりの基準価格	耐用年数
軽度・ 中等度難聴用ポケット型		53,500 円	原則5 年
軽度・中等度難聴用耳かけ型		55,900 円	
高度難聴用ポケット型		53,500 円	
高度難聴用耳かけ型		55,900円	
重度難聴用ポケット型		68,500 円	
重度難聴用耳かけ型		80,700円	
耳あな型（レディメイド）		92,000円	
耳あな型（オーダーメイド）		144,900円	
骨導式ポケット型		74,100 円	
骨導式眼鏡型		74,100 円	
補聴援助システム（FM型またはデジタル型）	送信機	135,400 円	
	受信機	97,300円	
	オーディオシュー	5250 円	

申請

・難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書
・難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書
・身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書の写し（身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある難聴児のみ）
・意見書の処方に基づき、認定補聴器専門店（公益財団法人テクノエイド協会認定）が作成した見積書
・対象児の属する世帯全員の所得証明書（美咲町で確認できる方は省略可）
※購入前に申請の手続きが必要です。
※身体障害者手帳の対象となる場合は、補聴器は補装具費で支給されます。

日常生活用具の給付 ［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

在宅の障がいのある方が日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じ、日常生活用具を給付（町民税所得割非課税世帯の方）しています。

費用負担

原則、１割負担

※生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する方は、１割負担部分については免除されます。

※基準額を超過した部分は、課税状況にかかわらず本人の負担となります。

対象者

町内に住所を有する在宅の障がいのある方（難病患者等を含む）

※排泄管理支援用具（収尿器除く）・頭部保護帽については、在宅以外（入院や施設入所等）も給付対象とすることができる。

申請

- 日常生活用具給付・貸与申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特定医療費（指定難病）受給者証
- 医師の意見書（必要な場合）

対象品目（　　介護保険が優先されます。）（者）…障がい者が対象　（児）…障がい児が対象

品目	対象者	基準額
特殊寝台（者）	下肢または体幹機能障害2級以上もしくは難病等で寝たきりの状態にある人	220,000 円
特殊マット（者）（児）	下肢または体幹機能障害2級以上もしくは難病等で寝たきりの状態にある人（常時、介護を要する障害児・者に限る）	60,000 円
特殊尿器（者）（児）	下肢または体幹機能障害1級もしくは難病等で自力での排尿ができない人（常時、介護を要する障害児・者に限る。）	67,000 円
入浴担架（者）（児）	下肢または体幹機能障害２級以上（入浴にあたり家族等の介護を要する障害児・者に限る）	82,400 円
体位変換器（者）（児）	下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたり家族等の介護を要する障がい児・者に限る。）	15,000 円
移動用リフト（者）（児）	下肢または体幹機能障害2級以上（3歳以上）の人、もしくは難病等で下肢または体幹機能に障がいのある人	159,000 円
訓練いす（児）	下肢または体幹機能障害2級以上	33,100円
訓練用ベッド（児）	下肢または体幹機能障害2級以上もしくは難病等で下肢または体幹機能に障がいのある人	159,200 円
入浴補助用具（者）（児）	下肢または体幹機能障害3級以上（入浴にあたり家族等の介護を要する障がい児・者に限る。）もしくは難病等で入浴に介助を要する人	90,000 円
介護洗身用具（者）（児）	重症心身障害児（者）※岡山県の重症心身障害者の判断指針に準ずる人	184,800円

品目	対象者	基準額
便器（者）（児）	下肢または体幹機能障害2級以上（学齢児以上）もしくは難病等で常時介護を要する人	4,450 円
頭部保護帽（者）（児）	平衡または下肢もしくは体幹機能障害2級以上の身体障害児・者。または重度の知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人および精神障害児・者	12,160円
歩行補助杖（一本杖）（者）（児）	平衡または下肢もしくは体幹機能障害児・者	木材　2,200円 軽金属3,000円
移動・移乗支援用具（者）（児）	平衡または下肢または体幹機能障害2級以上の人（3歳以上）で、屋内の移動等において介護を必要とする障がい児・者	60,000 円
特殊便器（者）（児）	上肢障害2級以上または重度以上の知的障害児・者（学齢児以上）もしくは難病等で上肢機能に障がいのある人	151,200 円
火災警報器（者）（児）	障害等級2級以上または重度以上の知的障害児・者および精神障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	15,500 円
自動消火器（者）（児）	障害等級2級以上または重度以上の知的障害児・者および精神障害者もしくは難病等である者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700 円
電磁調理器（者）	視覚障害2級以上または重度以上の知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機（者）（児）	視覚障害2 級以上（学齢児以上）	7,000 円
聴覚障害用屋内信号装置（者）	聴覚障害2 級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400 円
透析液加温器（者）（児）	じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜かん流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う人（３歳以上）	51,500 円
ネブライザー（吸入器）（者）（児）	吸器機能障害3級以上または同程度の障がいで必要と認められる児・者もしくは難病等で呼吸器機能に障がいのある人（同程度の障がいの場合は、医療機関の証明書等が必要）	36,000 円
電気式たん吸引器（者）（児） ※ネブライザー（吸入器）の機能を兼ね備えたものにあっては、ネブライザー（吸入器）部分を含め最大56,400円の給付とする）	吸器機能障害3級以上もしくは同程度の障がいで必要と認められる児・者もしくは難病等で呼吸器機能に障がいのある人（同程度の障がいの場合は、医療機関の証明書等が必要）	56,400円

品目	対象者	基準額
酸素ボンベ運搬機（者）	医療保険における在宅酸素療法を行う人（医療機関の証明書等が必要）	17,000 円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）（者）（児）	人工呼吸器の装着を必要とする難病患者等	157,000 円
盲人用体温計（音声式）（者）（児）	視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000 円
盲人用体重計（者）		18,000 円
盲人用血圧計（音声式）（者）		15,000円
携帯用会話補助装置（者）（児）	音声・言語機能障害または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人（学齢児以上） ※人工喉頭と重複しての給付は行わない	98,800 円
情報・通信支援用具（者）（児）	上肢または視覚障害 2級以上で当該用具を接続し、使用し得るパソコン本体を所持する方（学齢児以上）	100,000円
点字ディスプレイ（者）	視覚および聴覚障害2級以上の重度重複障害者で必要と認められる人（学齢児以上）	300,000円
点字器（標準型）（者）（児）	視覚障害2 級以上（※点字タイプライターとの重複給付は行わない）	真鍮板製 10,400 円 プラスチック製 6,600 円
点字器（携帯型）（者）（児）		アルミニウム製 7,200 円 プラスチック製 1,650 円
点字タイプライター（者）（児）	視覚障害 2 級以上で、就労、就学している人（学齢児以上）（※点字器と重複給付は行わない。）	63,100 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー（者）（児）	視覚障害2 級以上（学齢児以上） （※録音機能付きまたは再生専用機の重複給付は行わない）	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円
視覚障害者用活字文書読上装置（者）（児）	視覚障害2 級以上	115,000円
視覚障害者用拡大読書器（者）（児）	視覚障害児・者で、本装置により文字等を読むことが可能になる人（学齢児以上）	198,000 円

品目	対象者	基準額
盲人用時計（者）（児）	視覚障害2 級以上。なお、発声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な人を原則とする。	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円
聴覚障害者用通信装置（者）（児）	聴覚障害3級以上または発声発語障害を有する人（学齢児以上）	71,000 円
聴覚障害者用情報受信装置（者）（児）	聴覚障害2 級以上で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人（学齢児以上）	88,900 円
人工喉頭（笛式）（者）（児）	音声言語機能またはそしゃく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な障がい児・者で、人工喉頭を使用することにより発音が得られる人（学齢児以上） （※携帯用会話補助装置と重複給付は行わない）	気管カニューレ付き　8,100円 それ以外 5,000円
人工喉頭（電動式）（者）（児）		70,100円
点字図書（者）（児）	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害のある人 （学齢児以上）	－
紙おむつ（月額）（者）（児）	先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿または排便機能障害者、脳性麻痺等運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難で医師の意見書により必要性があると認められた人（3 歳以上） （※ストマ用装具との重複給付は行わない。）	12,000 円
ストマ用装具（月額）（者）（児）	人工肛門もしくは人工膀胱を設けている膀胱または直腸機能障害児・者 （※紙おむつとの重複給付は行わない）	畜便袋 8,900 円 畜尿袋 11,700 円
収尿器（者）（児）	下肢または体幹機能障害 2 級以上で排尿異能障害がある児・者	男性普通 7,700円 簡易 5,700 円 女性普通 8,500円 簡易 5,900 円
居宅生活動作補助用具（住宅改修）（者）（児） ※既存の住宅に限り１回のみ	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の日進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有し、障害等級3級以上の学齢児以上もしくは難病等で下肢または体幹機能に障がいがある人。 ただし、特殊便器への取り換えをする場合は、上肢障害2級以上もしくは難病等で上肢機能に障がいがある人に限る。 （※住宅が借家等の場合は所有者の同意書が必要） 詳しくはP４８をご覧ください。	200,000 円

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

在宅の小児慢性特定疾病児童の方が日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付しています。ただし、障害者総合支援法等他の施策の対象となる方はそちらが優先となります。

費用負担

費用負担基準により一部または全部負担

対象者

町内に住所を有する小児慢性特定疾病児童

※児童福祉法（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く）、及び障がいのある方で総合支援法の施策の対象とならない方

用具の種類	対象者	性能
便器	常時介助を要する人	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態の人	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの
特殊寝台	寝たきりの状態の人	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取り換えにあたり住宅改修を伴うものを除く
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ・小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態の人	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす（電動以外）	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある人	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある人	紫外線がカットできるもの

用具の種類	対象者	性能
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害がある人	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した人	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した人	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な人	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの

8 暮らしの支援

住宅改修（居宅生活動作補助用具）[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

身体に障がいのある方で、居宅での生活に支障のある方の家庭での生活を容易にするため、住宅を改修する場合の経費の一部を助成しています。（工事前に申請が必要です。）

対象者

①次の障がいで障害等級３級以上を有する学齢児（小学生）以上の方
・下肢障害
・体幹機能障害
・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）
②下肢、体幹機能に障がいのある難病患者等
※介護保険が優先となります。
※障がいのある方の属する世帯（18 歳未満：保護者の属する住民基本台帳上の世帯、 18 歳以上：障がいのある方とその配偶者）の所得が一定以上（本人及び世帯員のうち、町民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上）の場合は対象外となります。

対象範囲

障がい児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げるもの
①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え
⑤その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
その他①～⑤に付帯して必要な工事
既存の住宅に限り一回のみ対象となります、200,000円を上限額とします。

費 用 負 担

原則、１割負担
※生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する方は、１割負担部分については免除されます。
※基準額を超過した部分は、課税状況にかかわらず本人の負担となります。

申　請

（１）申請に必要なもの
①日常生活用具給付申請書（住宅改修費）
②工事見積書
③個別意見書
④計画図面（該当箇所の写真）
⑤承諾書（借家、公営住宅等に居住している者に限る）
（２）工事完了後に必要なもの
写真（工事完了後：日付、寸法が必要）
②給付券・・・施工事業者から
③請求書・・・施工事業者から

ヘルプマーク・カード・シール　[問い合わせ] 福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

配慮や手助けを必要としている方のために「ヘルプマーク・カード・シール」を交付しています。

「ヘルプマーク」…義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわかりにくくても手助けや配慮を必要としている方が、助けを必要としていることを周囲に知らせるマークです。

「ヘルプカード」…障がいのある方が困ったときに手助けを求めるためのものです。緊急時に必要な情報をカードに書いておくことで、緊急時に助けてくれた方との情報共有ができます。

「ヘルプシール」…理解してほしいこと、配慮が必要なことが書かれたシールです。手帳やスマートフォンなど身の回りのものに着けることで、周りの方に知らせることができます。

「ヘルプマーク・カード・シール」は福祉しあわせ課、各支所地域振興課で無料で交付しています。

意思疎通支援者派遣事業　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

聴覚、音声機能、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、岡山県事業で失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施しています。

利 用 方 法

手話・要約筆記：福祉しあわせ課へお問い合わせください
電 話 ：０８６８－６６－１１２９　ＦＡＸ：０８６８－６６－１１６７

失語症者向け：岡山県言語聴覚士協会（☎086-427-1111）へお問い合わせください。

利用料

無料

手話奉仕員養成研修事業　［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

手話の技能講座を開催することにより障がいのある方に対する理解と交流を深め、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。

声の広報みさき　［問い合わせ］みさき共創室☎0868-66-1660

視覚に障がいがある方、文字を読むことが困難な方を対象に、紙面の一部を読み上げた音声を収録したCDを配布しています。併せて町ホームページにも音声データを掲載しています。
CDの配布を希望される方は担当課にお問い合わせください。（※CDデッキの貸し出しもできますのでお問い合わせください）

声の美咲町議会だより［問い合わせ］議会事務局☎0868-66-1128

視覚に障がいがある方、文字を読むことが困難な方を対象に、紙面の一部を読み上げた音声を収録したCDを配布しています。併せて町ホームページにも音声データを掲載しています。
CDの配布を希望される方は担当課にお問い合わせください。（※CDデッキの貸し出しもできますのでお問い合わせください）

身体障害者補助犬育成事業

岡山県が実施する事業で、盲導犬、聴導犬及び介助犬を貸与し、日常生活における行動の制約等を軽減することにより社会参加の促進を図ります。

対象者

① 盲導犬・・・視覚障害１級の方
② 聴導犬・・・聴覚障害のみで２級以上の方
③ 介助犬・・・肢体不自由で２級以上の方
※その他要件があります。

費用負担

訓練所までの往復旅費及び宿泊費については、貸与候補者の負担となります。

窓口

〒700-0807
岡山市北区南方2丁目13 - 1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）1F
岡山県障害者社会参加推進センター
TEL：（086）223-4562　　FAX：（086）223-4597
Eメール：info@okasinren.or.jp

日常生活自立支援事業

[問い合わせ] 美咲町社会福祉協議会地域福祉課 ☎0868-66-7223

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、それに伴う利用料の支払いやその手続き、生活に必要な預貯金の出し入れ、年金証書や預金通帳など大切な書類の保管などをお手伝いするサービスです。

対象者

次のすべてに当てはまる方

・契約などの判断に不安がある方（例）認知症が見え始めた方、知的障害がある方、精神障害がある方などで、日常生活上、サービスの利用時の契約などに不安がある方
・このサービスを利用する意思のあるかた
・この契約内容が理解できる方（基本的に在宅生活の方が対象です）

利用料

〇生活支援員が訪問してお手伝いするサービスを利用する場合
　1,100円（最初の1時間）＋交通費
〇書類を預かるサービスを利用する場合
　1年間5,000円（（実費400円×12か月）＋事務手数料200円）
〇基本料金は、本人の預貯金額に応じて徴収します。

窓口

〒709-3717　美咲町原田3100－1
電話　0868-66-7223　FAX　0868-66-7133

成年後見制度　[問い合わせ] 美咲町権利擁護センター☎0868-66-1133

成年後見制度とは、認知症、精神障害、知的障害等によって判断能力が十分ではない人の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような人の財産や権利を保護する制度です。

制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

（1）法定後見制度

名称	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の方	日常生活で判断能力が著しく不十分な方	日常生活で判断能力が不十分な方
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

利用の仕方	① 家庭裁判所へ申し立て（後見等開始の審判の申し立て） ※申し立てができる方：本人、配偶者、4親等内の親族、市長（申し立てをできる方がいない場合）等 ② 成年後見人等の選任（家庭裁判所の調査官が選任） ③ 支援の開始（成年後見人等が支援を開始）
必要書類	※申し立てをする家庭裁判所に確認してください。
費用	裁判所への手数料、医師の鑑定や診断など（個々の状況により様々です。）

（2）任意後見制度

名称	任意後見制度
対象者	判断能力がある人
支援する人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護
代理権	本人との契約で定めた行為
同意権取消権	なし
利用の仕方	① 話し合い（本人と任意後見受任者との話し合い） ② 契約（本人と任意後見受任者が公証役場で公正証書を作成し、契約） ③家庭裁判所へ申し立て（任意後見監督人選任の申し立て） ※申し立てができる方：本人、配偶者、４親等内の親族、任意後見受任者 ④ 支援の開始（家庭裁判所で任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の下で保護、支援を開始）
必要書類	※申し立てをする家庭裁判所に確認してください。
費用	裁判所への手数料など（個々の状況により様々です。）

窓　口

区　分	窓　口	所在地及び連絡先
申立手続、必要書類、費用等に関する説明	岡山家庭裁判所　津山支部	津山市椿高下52 電話（0868）22−9327
その他の相談 （法律の専門家が相談に応じてくれます。事前に電話で確認してください。）	（公財）リーガルエイド岡山高齢者・障害者支援センター	岡山市北区南方 1-8-29 （岡山弁護士会館内） 電話（086）223-7899
	（公社）成年後見センター・リーガルサポート岡山	岡山市北区駅前町 2-2-12 （岡山県司法書士会内） 電話（086）226-0470
	美咲町権利擁護センター	美咲町原田2144−1 美咲町役場福祉しあわせ課内 電話（0868）66−1133

※低所得の方の後見人等への報酬を助成する制度もあります。

NET１１９　緊急通報システム

音声による１１９番通報することが困難な聴覚や言語に障がいのある人が緊急時に携帯電話やスマートフォンで素早く１１９番通報できます。

けがや病気、火事などの際に、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、位置情報（GPS）やチャット機能（文字での会話）を使い、自宅だけでなく外出先でも簡単な操作で消防署に通報できます。利用には事前登録が必要となります。申請方法はお問い合わせください。

対象者

聴覚や言語に障がいのある方

問合せ先

津山圏域消防組合本部
電話（0868）31-1119　FAX（0868）25-2818

電話リレーサービス

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある人と、聞こえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

お問い合わせ

カスタマーセンター　９：３０～１７：００（年末年始をのぞく）
手話・文字チャットでお問い合わせができます。
WEB：https://www.nftrs.or.jp/contact/
TEL：03-6275-0912　　FAX：03-6275-0913

文字表示電話サービス「ヨメテル」について

令和７年１月２３日から電話リレーサービスに加え、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする文字表示電話サービス「ヨメテル」が開始されました。

このサービスは難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人の電話によるコミュニケーションを実現するものです。

お問い合わせ

ヨメテル・カスタマーセンター　９：３０～１７：００　定休日なし（年末年始をのぞく）
メール/文字チャット/ビデオ通話：https://www.yometel.jp/contact
TEL：0120-328-123

生活福祉資金貸付制度

[問い合わせ] 美咲町社会福祉協議会地域福祉課　☎0868-66-7223

低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸し付けを行うことにより、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

対象者

・低所得世帯
・障がい者世帯
・高齢者世帯

※この制度は、ご本人及びその世帯が経済的に自立した生活を送っていただくことを基本とし、そのうえで、なお不足する生活費等を資金面と経済的自立に向けた相談に応じることで支援しています。貸し付けには一定の条件を満たす必要がありますので詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

窓口

〒709-3717　美咲町原田3100－1
電話　0868-66-7223　FAX　0868-66-2941

選挙［問い合わせ］美咲町選挙管理委員会事務局 （美咲町役場総務課内）

☎ 0868-66-1111

身体に重度の障がいのある方などは、自宅などの現在ご自身がいる場所で投票することができます。これを「郵便等による不在者投票制度」といいます。

この制度を利用するためには、あらかじめ申請が必要です。手続きにはある程度の日数を要しますので、早めに手続きをしてください。

対象者

・介護保険の被保険者証の要介護状態区分等が「要介護５」の人
・身体障害者手帳か戦傷病者手帳を所持する方で、以下の要件に当てはまる人

障害内容	身体障害者等級	戦傷病者等級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	１級・２級	―
両下肢、体幹の障がい	―	特別項症～第２項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	１級・３級	特別項症～第３項症
免疫の障がい	１級～３級	―
肝臓の障がい	１級～３級	特別項症～第３項症

※複数の障がいがある場合、手帳全体の級別ではなく、該当する障がい内容の級別によって対象かどうかが決まりますので、ご注意ください。

申請

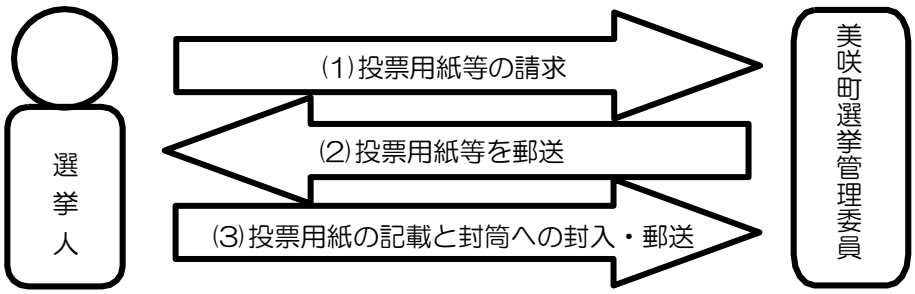
郵便等による不在者投票制度を利用する場合、「郵便等投票証明書」の交付が必要です。交付申請は、選挙に関係なく、選挙管理委員会事務局（役場２階：総務課内）で随時受け付けています。申請書類の提出は、代理の方がお越しいただいてもかまいません。

申請に必要なもの

１．郵便等投票証明書交付申請書（選挙管理委員会事務局にあります。
２．資格を証明するものの原本（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証）

投票の流れ

１．選挙が近づきましたら、選挙管理委員会へ郵便等による不在者投票制度を利用する旨をご連絡ください。
２．ご連絡をいただきましたら、選挙管理委員会より「投票用紙等の請求書」をお送りしますので、届いた請求書に署名や住所等必要事項を記入の上、郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会へ送付してください。
３．投票用紙と投票用封筒が送られてきますので、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名をしてください。
４．同封の返送用封筒で選挙管理委員会へ送付してください。



郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載をすることができず、次のいずれかの要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票の記載をさせることができます。

・身体障害者手帳に、「上肢または視覚の障害の程度が１級」と記載されている人
・戦傷病者手帳に、「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第２項症」と記載されている人

美咲町障害者等自主活動団体　［問い合わせ］各活動団体

名称	活動内容	問い合わせ先
美咲町心身障害児者親の会 （亀さんの会）	心身に障がいのある子どもの親が集い、日頃の悩みや福祉情報を共有しています。少しでも安心して暮らせる社会となるよう、行政の皆様との意見交換や交流をおこなっています。 亀さんの会という名前は、亀のように歩みはゆっくりでも、一歩一歩自立という頂上を目指して頑張ってほしい。頑張っていこう！との願いを込めて名付けました。	美咲町福祉しあわせ課 電話　0868-66-1129
レインボータートル （本人の会）	心身に障がいがあっても「自分らしく活きていこう」「自らの力を発揮していこう」との思いのもと、仲間同士でレクリエーション活動、映画鑑賞、買い物など自分たちがやりたいことを企画実行し、楽しく活動しています。 また、美咲町社協等の事業運営にも協力・支援を行い、積極的に地域交流活動も行っています。	美咲町社会福祉協議会 地域福祉課 電話　0868-66-7223

みしゃモンカレッジ

［問い合わせ］美咲町社会福祉協議会地域福祉課 ☎0868-66-7223

障がいのある方が主になって地域で活動していける「場」を、本人や家族だけでなく地域住民、障がい者福祉施設、行政と連携し、障がいのある方々に多くの夢を持ってもらい、地域でいきいきとした生活を送ってもらえることを目的に、みしゃモンカレッジなどの事業を実施します。

行事名	内容
みらいちゃれんじ ～為せば成る・挑戦・継続は力なり～	障害のある方が主になって地域で「学べる場」「体験できる場」としてみしゃモンカレッジを開催します。（年３回） 【内容】太鼓の達人・大工の匠・ホールスタッフ体験、そば打ち体験、アート、ダンスなど 【対象】町内外の障がいのある方　５名程度（毎年募集） 【講師】主に町内のお達者さん
笑顔のお届け便 ～障がい者と地域をつなぐ架け橋～	多くの住民に「赤い羽根共同募金」を啓発するために、“赤い羽根商品”を障がい者福祉施設・団体に作成してもらい、地域で行われる行事などで募金活動を行い、障がい者福祉の向上及び住民同士の支えあい活動を地域全体で盛り上げていく取り組みです。また、地域住民に町内の障がい者福祉施設・団体を知ってもらい、「障がいのある方への理解・啓発」「障がいのある方と地域とのつながりづくり」を目的に実施します。（毎年１回２日間開催）
障がい者アート ～わたしの世界 INみさき～	芸術活動を通じて障がいのある方々に、地域社会に参加することの喜びと達成感を感じ取ってもらい、地域住民には作品の圧倒的な魅力やそこから発せられるパワーややさしさを感じ取っていただくとともに、障がいのある方のアートの芸術性を知り、その世界観を知ってもらうことを目的に実施します。 ・アート教室（みらいちゃれんじと同日開催） 【内容】桜湖焼、百々人形（伝統芸術）、臨床美術教室など ・町内外巡回みんなのアート展（毎年５月・１０月～３月） 【開催場所】本人の主張大会、美咲町社会福祉大会、笑顔のお届け便会場、亀甲郵便局、北和気郷土資料館、旭図書館、柵原総合文化センターなど

9 交通･移動の支援

JR 旅客運賃の割引　[問い合わせ] JR 各駅・乗車券販売窓口

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者が JR を利用するとき、運賃が割引になります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。（写真の貼付があるもの）
※「手帳」をお持ちでない場合は割引乗車券を購入できません。割引乗車券の使用・購入の際は必ず「手帳」をお持ちください。

割引

【本人のみ乗車の場合】

※片道の営業キロが１００ｋｍを超える場合
※特急券（指定席・自由席）、グリーン券、寝台券などは割引なし

対象者	割引となる切符の種類	割引率
「手帳」に「第１種」の記載がある方	普通乗車券	５割
「手帳」に「第２種」の記載がある方		

【介護者が同伴の場合】

※利用の距離に関係なく本人と介護者１名が利用できます。
※介護者の方の乗車券は、「手帳」をお持ちの方と同一区間に限ります。

対象者	割引となる切符の種類	割引率
「手帳」に「第１種」の記載がある方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます）	５割
１２才未満の「手帳」に「第２種」の記載がある方	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます）	

※詳しくはJR各社にお問い合わせください。

バス運賃の割引 [問い合わせ]バス会社営業窓口

路線バスを利用される方は、運賃を支払う際に手帳を提示すると割引を受けることができます。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（写真の貼付があるもの）

対象	第１種の手帳をお持ちの方	第２種の手帳をお持ちの方
本人のみの乗車	本人が５０%割引	本人が５０%割引
介護者が同伴する場合	本人と介護者１名が５０%割引	本人が５０%割引 介護者の割引はなし

※定期乗車券は３０%割引

※詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引 [問い合わせ]各航空券販売窓口

国内線航空機を利用するとき、運賃が割引になります（満３歳以上の方）。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

割引率

航空会社によって、この制度を利用できない場合や割引内容の異なる場合があります。詳しくは、航空会社または航空券販売窓口まで直接お問い合わせください。

タクシー料金の割引 [問い合わせ]各タクシー会社

タクシーを乗車される際に料金が割り引かれます。

対象者

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

割引率

運賃・料金の１割引

窓口

岡山県内及び割引を実施しているタクシー会社

（料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を運転手に提示してください）

※タクシー会社によっては、この制度を利用できない場合や割引内容の異なる場合がありますのでご注意ください。

有料道路通行料金の割引　[問い合わせ]福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

障がいのある方の社会参加を促進するため、有料道路の通行料金を割り引く制度があります。利用するためには、事前に登録手続が必要です。

<table>
<tr><td rowspan="3">対象範囲</td><td>区　　分</td><td colspan="3">対　象　者</td></tr>
<tr><td>障がい者ご本人が運転される場合</td><td colspan="3">身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。</td></tr>
<tr><td>障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合</td><td colspan="3">身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい(※)のある方が対象になります。（身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいのある方は、ご自分で運転される場合でも対象になります。）
（15 才未満で重度の身体障害がある方について、その保護者が代わって身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障害者ご本人が乗車されていない場合、割引の対象にはなりません。）
※ 重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ範囲となっております。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象車種</td><td rowspan="3">自 動 車</td><td colspan="3">適用範囲</td></tr>
<tr><td>事前申請において登録できる自動車</td><td colspan="2">事前申請において登録していない自動車</td></tr>
<tr><td>本人運転
介護運転</td><td>本人
運転</td><td>介護
運転</td></tr>
<tr><td>乗用自動車
自動車検査証等の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10 人以下のもの。（軽自動車も対象）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>貨物自動車
自動車検査証等の「用途」欄に「貨物」と記載されている もので、後部座席が設置され乗車定員が 4 人以上 10 人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が 500ｋｇ以下のもの。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>特種用途自動車
自動車検査証等の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車またはキャンピング車のいずれかが記載されているもので、 乗車定員が 10 人以下のもの。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>二輪自動車
総排気量が125 ccを越えるもの。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>レンタカー
貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">対象
車種</td><td>借用自動車
車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>介護・福祉タクシー、一般タクシー
道路運送法第３条第１号ハに定める一般乗用旅客自動車
運送事業若しくは同条第２号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記の乗用自動車、特種用途自動車のうち、
「自家用・事業用の別に」に「事業用」と記録されているもの。</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr>
<tr><td>福祉有償運送車両
道路運送法第 78 条第２号に定める自家用有償旅客運送の
うち、同法施行規則第 49 条第２号に定める福祉有償運送に係る上記の乗用自動車、特種用途自動車。</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">※その他、詳しくは、西日本高速道路株式会社ＮＥＸＣＯ西日本お客さまセンター（電話０１２０－９２４－８６３）へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>割引
金額</td><td colspan="4">通常料金の半額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">必要
書類</td><td>ＥＴＣを利用しない場合</td><td colspan="3">ＥＴＣを利用する場合</td></tr>
<tr><td>○有料道路障害者割引申請書
○身体障害者手帳または療育手帳
○自動車検査証または軽自動車届出済証
○運転免許証（障害者本人が運転の場合）</td><td colspan="3">○有料道路障害者割引申請書
○身体障害者手帳または療育手帳
○自動車検査証または軽自動車届出済証
○運転免許証（障害者本人が運転の場合）
○ＥＴＣカード（障害者本人名義のもの）
○ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの
（ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">※この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。
※未成年の重度障害の方でご本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者ご本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者または後見人名義の ETC カードも対象となります。</td></tr>
<tr><td>登録
手続</td><td colspan="4">申請窓口において、手帳に「有料道路割引」の押印を行い、登録する自動車のプレートナンバー、割引有効期限等を記載します。
ＥＴＣ利用の場合は、ＥＴＣ利用対象者証明書の発行をします。</td></tr>
<tr><td>有効
期限</td><td colspan="4">手続き終了日から、２回目の誕生日まで
※更新申請は、有効期限の２ヶ月前から可能です。（ETC 利用の場合は２週間前までに
更新をしてください）</td></tr>
<tr><td>変更
申請</td><td colspan="4">割引有効期限内に、次の変更がある場合は変更申請が必要です。
・手帳に記載された自動車登録番号等
・手帳に記載された自動車の自動車検査証または軽自動車届出済証上の所有者、使用者
・ＥＴＣ利用登録されたＥＴＣカードの名義、番号
・ＥＴＣ利用登録されたＥＴＣ車載器の管理番号
・ＥＴＣ利用登録された申請者の名前、住所</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">利用
方法</td><td>ＥＴＣを利用しない場合</td><td>ＥＴＣを利用する場合</td></tr>
<tr><td>料金支払い時に、料金所係員に必要事項が記載されたページを開いて手帳を提示するか、手帳を渡してください。</td><td>事前に登録されたＥＴＣカードを、あわせて登録されたＥＴ Ｃ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線通行してください。
※ETC 未整備料金所、点検及びETC の異常によりバーが開かないなど ETC レーンを無線走行せずに料金所係員の処理（ETC カードをお渡し頂いての処理）となった場合は、料金所係員に ETC カードを渡しての支払になります。この場合は係員への手帳の提示が必要です。</td></tr>
<tr><td>オンライン
申請</td><td colspan="2">オンラインで各種申請（新規・変更・更新）を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確認ください。
なお、オンライン申請は ETC 利用登録される方のみが対象となっております。
https://www.expressway-discount.jp</td></tr>
</table>

福祉車両購入費などの助成 [問い合わせ]福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

上肢、下肢、体幹又は運動の機能障害を有する者が運転できるように自動車の操向装置又は駆動装置等の一部を改造された車両及び身体障害者の介護を行う者がその障がい者の移動のために運転し、車いすのまま乗降できる装置を設けた車両等（福祉車両）を新たに購入する場合、または所有している車両を福祉車両に改造する場合にその一部を補助します。

対象者

美咲町に住所があり、次のすべてに当てはまる人

- 身体障害者手帳をお持ちで、上肢、下肢、体幹または運動の機能障害のために自動車の操向装置または駆動装置等の一部を改造しなければ運転することができない人、または車いす、ストレッチャーを使用しなければ移動が困難な人
- 障がい者本人またはその世帯員の最多納税者の市町村民税所得割額が４６万円を超えないこと
- 対象者の属する世帯全員が自動車税、住民税及び美咲町における税等徴収金の滞納がないこと

補助額

10万円（購入の場合は購入費用、改造の場合は福祉車両としての改造部分にかかる金額）
※同一世帯への助成は1台限り。

申請

- 申請書
- 対象経費の見積書（内容のわかるパンフレットなども併せて）
- 身体障害者手帳の写し
- 運転する人の運転免許証の写し

黄福タクシー利用証の交付 [問い合わせ]くらし安全課　☎ 0868-66-1112

美咲町内に住所のある高齢者や障がいのある方などが、外出時にタクシーを利用する場合にその利用料金の一部を助成します。

【利用対象者】

美咲町に住所を有し、下記の証明をお持ちの方が対象になります。

１．身体障害者手帳１～６級
２．療育手帳Ａ・Ｂ
３．精神障害者保健福祉手帳１～３級
４．特定疾患医療受給者証
５．要介護１～５
６．要支援１～２

【利用料金】※障害のある方

美咲町内の移動
　→片道　３５０円

美咲町外の移動
　→片道　１万円までは半額

美咲町が主催・共催・後援のイベント会場への移動
　→片道１台　１００円

通いの場やオレンジカフェへの移動
　→片道１人　１００円

駐車禁止除外指定車標章の交付　[問い合わせ]警察署交通課

身体障害者手帳などの交付を受けている方で、その障がいのために歩行が困難と認められる方等は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。交付対象となる障がいの程度は次のとおりです。

駐車禁止除外標章の交付対象となる障がいの程度

障がいの区分		身体障害者の方	戦傷病者の方
視覚障害		1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症
肢体不自由	上肢	1級から2級の2	特別項症から第3項症
	下肢	1級から4級	特別項症から第3項症
	体幹	1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1級及び2級 （1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	―
	移動	1級から4級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
肝臓機能障害		1級から3級	特別項症から第3項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1級から3級	―

その他の障がい者の方

障がい者の区分	障がいの程度
知的障害のある方	重度（A）
精神障害のある方	1級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

※申請は申請者の住所地または勤務地を管轄する警察署の交通（第一）課で行うことができます。

ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度
［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を、本当に必要とする方がより利用しやすくするため、利用対象者に「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付します。

「ほっとパーキングおかやま」の案内表示（図１）がある駐車場で利用できます。また、利用できる対象府県並びに駐車場一覧は、岡山県ＨＰで確認してください。

岡山県ＨＰ　http://www.pref.okayama.jp/page/detail-85383.html

申　請

- 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付申請書
- （代理人による申請の場合）代理人の身分証明書

対象者（次のいずれかに該当する方で、歩行が困難な方）

対象者		確認書類
身体障害	下記区分参照（※１）	身体障害者手帳
知的障害	療育手帳Ａ	療育手帳
精神障害	精神障害者保健福祉手帳１級	精神障害者保健福祉手帳
高齢者	介護認定 要介護１～５ ※６５歳未満の方も含む	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療（または小児慢性特定疾患医療）受給者、特定医療費（指定難病）受給者	特定疾患医療（小児慢性特定疾患医療）受給者証
けが人	診断書等により車いす、杖等の使用が必要と認められる方	医師の診断書等、身分証明書
妊産婦	妊娠７ヶ月～産後2 年の方（単胎児）妊娠5 ヵ月～産後3 年の方（多胎児） ※産後は乳幼児同乗の場合のみ	母子健康手帳 ※産後は出産日のわかる保険証等
その他	診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書等、身分証明書

※1 身体障害者区分

区分			等級
視覚障害			１・２・３・４級
聴覚・平衡機能障害		聴覚障害	該当なし
		平衡機能障害	３・５級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害			該当なし
肢体不自由		上肢	１・２級
		下肢	１・２・３・４・５・６級
		体幹	１・２・３・５級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による	上肢機能	１・２級
		移動機能	１・２・３・４・５・６級
心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫若しくは 肝臓の機能障害		心臓機能障害	１・３・４級
		じん臓機能障害	１・３・４級
		呼吸器機能障害	１・３・４級
		ぼうこうまたは直腸の機能障害	１・３・４級
		小腸機能障害	１・３・４級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１・２・３・４級
		肝臓機能障害	１・２・３・４級

郵送による申請に必要なもの
・「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付申請書（岡山県ＨＰに掲載）
・確認書類の写し
・１４０円分の切手（利用証の送付用）

送付先
〒700-8570　　岡山市北区内山下2-4-6
岡山県 子ども・福祉部 障害福祉課

特定疾患等通院交通費　　[問い合わせ]福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

特定疾患や難病などにかかった人、人工透析を行っている人や家族の負担軽減のため、通院治療を受けるために必要な交通費の一部を補助します。

対象者
・美咲町に在住しており、在宅で療養している人
・特定疾患等、小児慢性特定疾病児童等、人工透析患者、先天性血液凝固因子障害等患者などで、通院治療を受けている人
※タクシー券、給油券との併用はできません。

交付額
・一日につき500円（月額7,000円が上限）
半年分を年２回交付します。

申請
・申請書
・特定疾病療養受領証など対象者であることがわかるもの
・通院したことを証明する書類（窓口に様式があります）

タクシー利用券・自動車給油券　[問い合わせ]福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129

障がいがある方の社会参加や地域生活での自立を促進するため、タクシー券、自動車給油券の交付を行います。

対象者
下記のいずれにも該当する方
・美咲町に在住の方
・身体障害者手帳１または２級、療育手帳A または精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方
※特定疾患等通院交通費の補助金を受ける人はこの制度は利用できません。

助成額
・タクシー券　12,000円
・給油券　　6,000円

申請
・申請書
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
・印鑑
※給油券を申請する場合は下記の書類も必要です。
・給油する車の車検証
・運転する人の免許証

10 税の控除･減免

所得税・住民税（障害者控除） ［問い合わせ］所得税：津山税務署 ☎0868-22-3147
住民税：美咲町税務課 ☎0868-66-1113

所得税及び住民税（市県民税）の計算上、次に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

（1）所得税

	対象者	所得税控除額	問い合わせ先
障害者控除	本人または税法上扶養に取った配偶者、扶養親族が軽度、中度の心身障害者	27 万円	津山税務署
特別障害者控除	本人または税法上扶養に取った配偶者が重度の心身障害者	40 万円	

（2）住民税

	対象者	所得税控除額	問い合わせ先
障害者控除	本人または税法上扶養に取った配偶者、扶養親族が軽度、中度の心身障害者	26 万円	美咲町税務課
特別障害者控除	本人または税法上扶養に取った配偶者が重度の心身障害者	30 万円	

※住民税（町県民税）において、前年分の合計所得金額が１２５万円以下の障害者は、非課税となります。

自動車税 ［問い合わせ］自動車税：美作県民局税務部課税課 ☎ 0868-23-1272
軽自動車税：美咲町税務課 ☎ 0868-66-1113

対象	内容	問い合わせ先
本人または当該障がい者と生計を一にする者及び障がい者等のみで構成される世帯の障がい者等を常時介護する者が運転し、専ら当該障がい者等の通院、通学等のために使用する自動車	自動車税の減免	美作県民局税務部
	軽自動車税の減免	美咲町税務課

※軽自動車税は、対象となる障がいの範囲、申請方法、受付期間等が自動車税とは異なる場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

自動車税環境性能割の減免について
[問い合わせ]備前県民局税務部課税課 ☎ 086-286-8770

自動車税が減免になる自動車を当該身体障害者が取得する場合、自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

減免の要件

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自家用自動車（営業用は対象外）で、要件に該当するものに限られます。詳しくは、美作県民局まで直接お問い合わせください。

各種税の減免について [問い合わせ]各機関

この他、次の税の減免があります。詳細はそれぞれの管轄へお問い合わせください。

（1）相続税、贈与税、消費税・・・津山税務署 ［問い合わせ］ 0868-22-3147

（2）事業税 ・・・美作県民局税務部［問い合わせ］ 0868-23-1267

（3）障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（マル優）・・・それぞれの金融機関

11 公共料金

NHK 放送受信料の減免［問い合わせ］福祉しあわせ課 ☎ 0868-66-1129
NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077-077

次のような場合は、ＮＨＫの放送受信料の減免を受けることができます。

全 額 免 除	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯が町民税非課税世帯の場合
半 額 免 除	次の障害者手帳の交付を受けている方が世帯主で、受信契約者の場合 ① 視覚障害または聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている場合 ② 身体障害者手帳１級～２級、療育手帳Ａまたは精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている場合 ③ 戦傷病者手帳の障害程度が特別項症から第１款症の方
申請に必要なもの	・放送受信料免除申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳 ・印鑑

携帯電話料金の割引 ［問い合わせ］各携帯電話取扱店

障害者手帳を所持している方が、携帯電話の契約をする際に、基本料金等の割引制度をご利用いただけます。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

割 引 金額

携帯電話会社により、対象者、割引内容、割引率が異なります。
※詳細は、各携帯電話取扱店にお問い合わせください。

公共施設の入場料の減免　［問い合わせ］各施設

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている場合、入場料や利用料が減免される場合があります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

NTT 無料番号案内（ふれあい案内）
［問い合わせ］NTT フリーダイヤル 0120-104174　　ファックス　　0120-104134

障がいのため電話帳を利用することが困難な方で、次の方については、登録電話番号と暗証番号をあらかじめ登録しておけば、ＮＴＴの電話番号案内を無料で利用できます。

対象者

① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区　分	手帳の級等
視覚障害	1～6 級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、２級
聴覚障害	2、3、4、6級（1、5級はなし）
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	3、4級（1、2級はなし）

② 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区　分	手帳の級等
視覚障害	特別項症～第６項症
肢体不自由（上肢）	特別項症～第２項症
聴覚障害	第2項症、第４項症
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	第１項症、第２項症、第４項症

③ 療育手帳をお持ちの方

④ 精神障害者福祉手帳をお持ちの方

申請

ＮＴＴフリーダイヤル（土・日・祝を除く9時～１７時受付）に申込用紙を請求し、郵送された申込書に必要事項を記入して、必要書類を添付して返送してください。

青い鳥郵便葉書の無償配布 [問い合わせ]各郵便局

次の障がいのある方で、受付期間内に申し込みをされた方に「青い鳥郵便葉書」を無料で配布します。

対象者

身体障害者手帳１級～２級、療育手帳Ａ所持者

申請

①窓口での申込方法

最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に身体障害者手帳または療育手帳を持参の上、所定の申込書を提出してください。（代理人による提出でも可能）

②郵送での申込方法

適宜な用紙に、「青い鳥郵便葉書配布申込書」、本人の住所、氏名、手帳の種類、手帳番号、級別及び程度等を記入して、郵送してください。なお、手帳の写しは（手帳の種類、級別または程度、氏名及び住所）が確認できるページを送ってください。

申込期間

４月１日頃～５月３１日頃

配布方法

配布開始日（４月下旬頃）以降、申込者の住所へ郵送されます。（１人につき 20 枚）

窓口

各郵便局

12 保育･教育

保育園、小・中・義務教育学校への入園、就学、進学にあたっての不安があったり、特に配慮を必要とする児童・生徒の保護者の相談に応じています。

相談先	所在地	連絡先
美咲町教育委員会　教育総務課	美咲町原田2144-1	0868-66-2873

小・中・義務教育学校特別支援学級[問い合わせ] 美咲町教育委員会 ☎ 0868-66-2873

児童生徒の特性に応じた指導をするために、少人数で学級を編制しています。

特別支援学級（知的）	小学校　２校	中学校１校	義務教育学校　2校
特別支援学級（自閉・情緒）	小学校　２校	中学校１校	義務教育学校　2校

13 防災

災害時に備えて…

避難行動要支援者登録［問い合わせ］福祉しあわせ課☎ 0868-66-1129

避難行動要支援者名簿とは、災害が発生したり、災害が発生するおそれがある場合に、自分で避難することが難しかったり、避難をする際に特に支援が必要な方の名簿です。名簿については災害が起こった時、行政、消防、警察、自治会、自主防災組織、民生委員、社協などに情報共有を行い、協力して支援を行います。自分で避難することに不安がある、日中家族がいない時に災害が起こったらどうしよう…など、心配な場合は避難行動要支援者名簿に登録しておくことができます。

また、災害が起こった時にどう避難するか、誰がどういった支援を行うかなど、個別の避難計画（個別避難計画）を立てることもできます。詳しくはお問い合わせください。

福祉避難所［問い合わせ］くらし安全課☎ 0868-66-1112

福祉避難所は在宅の要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児などで、特に配慮を要する人）のうち、「一般の避難所」（学校、集会所など）での避難生活が困難で、避難生活に何らかの特別な支援が必要な人が避難する施設のことです。美咲町には福祉避難所が8施設あります。

避難に関してはくらし安全課までお問い合わせください。

地区名	福祉避難所	住所	電話番号
中央	中央ふれあいセンター	原田3108-10	0868(66)2940
	養護老人ホーム静香園	打穴下1766	0868(66)0012
	特別養護老人ホーム白寿荘	錦織2357-1	0868(66)2443
	特別養護老人ホームわかば	打穴下412-5	0868(66)3133
旭	福祉の里あさひが丘	東垪和190	0867(27)2203
柵原	かしのき荘	吉ケ原862-1	0868(62)0811
	特別養護老人ホーム吉井川荘	吉ケ原838	0868(62)1277
	障害者支援施設さやかなる苑他	書副182-4	0868(64)7003

※このしおりは美咲町のホームページでも掲載しています。データをご覧になりたい場合はQRコードを読み込んでご覧ください。